

令和2年度の原子力規制検査の運用実績等を踏まえた 制度改善のためのガイド類の改正等について

令和3年4月14日
原子力規制庁

1. 概要

令和2年4月より運用を開始した原子力規制検査制度の継続的な改善のため、意見交換会合（別紙1）（以下「公開会合」という。）や検査官会議等を通じて、事業者、外部有識者及び検査官から同制度の運用上の課題等について意見を収集した。

また、令和2年度の原子力規制検査の運用として、これまでに15件の検査指摘事項を確認し、このうち2件は重要度が「白」及び「赤」であった。（別紙2）

これら公開会合等や運用実績から、検査指摘事項の原子力規制委員へ報告、検査結果に係る事業者とのコミュニケーションなどの課題が抽出されたことから、こうした課題を解決するため、原子力規制検査に係るガイド類を改正することとしたい。

2. 主な課題

(1) 検査指摘事項の原子力規制委員へ報告

重要度が「緑」（核燃料施設等の場合は「指摘事項（追加対応なし）」）となる検査指摘事項は、四半期ごとの検査報告として取りまとめて原子力規制委員会へ報告しており、それまでの間に報告することがルール化されていなかった。このため、最終的に重要度が「白」となった柏崎刈羽原子力発電所のIDカード不正使用事案では、原子力規制委員会へ速やかに報告がされなかった。

(2) 現地に常駐する検査官の役割

核物質防護に係る検査について、現地に常駐する原子力規制事務所の検査官の役割が明確ではなかった。

(3) 検査結果に係る事業者とのコミュニケーション

検査報告の内容（特に検査結果や検査指摘事項）について、検査報告書として原子力規制委員会へ報告し決定する前に、事業者から意見を聴取する手続がなかった。これについて公開会合において改善要望があった。

(4) その他

- ①事業者がサーベイランス試験で実施している事前調整（プレコンディショニング）の許容範囲が明確になっていない。
- ②従前の保安検査において、実用発電用原子炉を対象に一律で30項目の指標（計画外の保守作業件数やヒューマン・エラー起因の不適合件数など）を指示文書¹に基づき収集してきたが、原子力規制検査制度における取扱いが明確になっていない。
- ③検査官から、力量向上を目的に火災防護などをテーマにした勉強会の実施や事務所間でのタイムリーな事例の情報共有について要望があった。

3. 課題解決の取組み

- (1) 2.(1)への対応として、検査指摘事項になる可能性がある事案を把握した場合に速やかに原子力規制委員会委員長等へ報告する運用とし、原子力規制検査等実施要領等を改正する。

○原子力規制検査等実施要領（改正後）（下線部を追加）

2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素

2.3 検査指摘事項の重要度評価

(略)

検査指摘事項に該当する可能性がある場合、当該検査を担当する原子力規制庁管理職は、速やかに原子力規制委員会委員長及び委員並びに関係する原子力規制庁幹部に対してその状況を報告する。

- (2) 2.(2)への対応として、現地に常駐する原子力規制事務所の検査官が、核物質防護措置に係る是正措置プログラム（CAP）の確認などを含めて検査する運用を明確化するため、共通事項に係る検査運用ガイド等を改正する。

○共通事項に係る検査運用ガイド（GI0001）（改正後）（下線部を追加）

2.1 関係者の役割

(5) 事務所

(略)

- ・本庁からの求めに応じて、チーム検査（核物質防護措置に係る検査を含む）に参加するほか、特定の内容について検査を実施する。
- ・原子力施設の状況及び事業者等の安全活動の状況並びに検査官の活動状況を日常的に担当監視部門に報告する（核物質防護措置に影

¹「保安検査における指標の収集について（指示）」（平成28年4月13日付原規規発第1604135号）

響する可能性があるものは適宜、核セキュリティ部門に報告する。)。また、巡視や日常検査において確認した検査指摘事項となる可能性がある検査気付き事項を特定した場合は、速やかに担当監視部門に報告し、適宜、指示や技術的な助言等の支援を受ける。

付録2 事務所の検査官による原子力施設等の日常巡視

(4) 核物質防護関連事項

検査官は、核物質防護措置の一環として設定された、区域境界に設置されている障壁等並びに区域及び施設の出入口の施錠等に異常がないかなど、核物質防護措置の維持状況についても日常巡視において確認し、核物質防護措置に影響する可能性があるものは核セキュリティ部門へ連絡し、確認を要請する。

(略)

○基本検査運用ガイド品質マネジメントシステムの運用 (BQ0010) (改正後) (下線部を追加)

3 検査要件

3.2 検査の体制、頻度及びサンプル数

(1) 日常観察

(略)

- b. 日常観察は、事業者の日々のCAP (特定核燃料物質の防護に係るものを含む。以下、日常観察に関する記載において同じ。) に焦点を当てて監視活動を行うため、サンプル数は年間を通じての検査活動として1サンプルとする。

(略)

- (3) 2. (3) への対応として、検査報告書の案を公表し事業者の意見を聴取する運用とし、原子力規制検査等実施要領等を改正する。

○原子力規制検査等実施要領 (改正後) (下線部を追加)

3 検査の実施に係る手順等

3.3 検査報告書の作成

(略)

検査報告書の案は原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する(核物質防護に係る検査結果報告書の案については非公表とする。)。事業者から検査報告書の案に対する事実誤認等に関する意見を聴取する場合は、原則、書面にて行う。当該意見と併せて基本検査の

結果を原子力規制委員会に報告する。

- (4) 2.(4)①への対応として、米国 NRC での運用を参考に、サーベイランス試験における事前調整の許容範囲を基本検査運用ガイドサーベイランス試験 (B00010) に記載する。

【許容できる事前調整の例】

非常用ディーゼル発電機のターニング

タービン動補助給水ポンプの駆動蒸気ラインのウォーミング

【許容できない事前調整】

非常用ディーゼル発電機のエアラン

非常用炉心冷却系ポンプの封水クーラベンディング

- (5) 2.(4)②の 30 項目の指標について、事業者において類似の指標を自ら収集しており、原子力規制検査において検査官は自由にこの情報へアクセスができることから、事業者に提出を求める必要はない。今後、この情報を有効に活用することとし、当該指示文書は、保安検査を前提とするものであり、もはや失効している旨を通知する。

- (6) 2.(4)③への対応として、令和 2 年度は火災防護や重要度評価などをテーマにした検査官勉強会をしたほか、検査官会議では事例紹介や検査担当管理職等との意見交換を実施した。また、事務所とのテレビ会議や検査グループ内のミーティングを日常的に行い、タイムリーに情報共有した。これらの取組は継続し、核物質防護措置に係る検査などについても事務所検査官の習熟を図る。

4. 今後の対応

○3.(1)～(4)の改正は、誤記訂正、記載内容の明確化、ガイド間の記載の統一などと併せ、速やかに行う。(対象ガイド類は別紙5の通り)

今回の改正は、原子力規制検査の運用上の手続に係るものであり、また、事業者等との意見交換会合でも議論しているものであることから、令和元年 12 月 18 日令和元年度第 49 回原子力規制委員会で了承された「新検査制度に係る内規類の決裁区分等について」(別紙 3)に基づき、任意の意見募集を実施せず、原子力規制庁の内部決裁により行うこととする。

なお、この他のガイド類については第 1 四半期中を目途に必要な改正を行う。(参考参照)

○3.(5)について、当該指示文書が失効している旨を事業者へ通知する。

今回改正するガイド類

○主な課題について改正するガイド類

- ・ 原子力規制検査等実施要領（原子力規制庁長官決定）（別添 1）
- ・ 共通事項に係る検査運用ガイド（GI0001）（検査監督総括課内規）（別添 2）
- ・ 基本検査運用ガイド（検査監督総括課内規）
 - －サーベイランス試験（B00010）（別添 3）
 - －品質マネジメントシステムの運用（BQ0010）（別添 4）

○誤記やガイド間の記載の不整合の適正化などについて改正するガイド類

- ・ 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（GS1001）（原子力規制委員会決定）（別添 5）
- ・ 原子力規制検査における検査計画及び報告書作成運用ガイド（GI0002）（検査監督総括課内規）（別添 6）
- ・ 法定確認行為に係る手続関係のガイド（GL0002～GL0008）（検査監督総括課内規）（別添 7～13）
- ・ 特別検査運用ガイド（GI0005）（検査監督総括課内規）（別添 14）
- ・ 原子力規制検査における追加検査運用ガイド（GI0011）（検査監督総括課内規）（別添 15）
- ・ 基本検査運用ガイド（検査監督総括課内規）
 - －緊急時対応組織の維持（BE0040）（別添 16）
 - －緊急時対応の準備と保全（BE0050）（別添 17）
 - －重大事故等対応要員の能力維持（BE0060）（別添 18）
 - －重大事故等対応要員の訓練評価（BE0070）（別添 19）
 - －重大事故等訓練のシナリオ評価（BE0080）（別添 20）
 - －津波防護（BE0100）（別添 21）
 - －原子炉起動・停止（B01030）（別添 22）
 - －取替炉心の安全性（B01050）（別添 23）
 - －燃料体管理（運搬・貯蔵）（B00060）（別添 24）
 - －運転員能力（B01070）（別添 25）

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制庁長官決定

令和 年 月 日

原子力規制庁長官 荻野 徹

原子力規制検査等実施要領の一部改正について

原子力規制検査等実施要領（原規規発第 1912257 号-1）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>原子力規制検査等実施要領</p> <p>令和元年 12 月 原子力規制庁 (最終改正：令和 年 月 日)</p> <p>目 次</p>	<p>原子力規制検査等実施要領</p> <p>令和元年 1 2 月 原子力規制庁</p> <p>目 次</p>
1 (略)	1 (略)
2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素 1	2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素 1
2.1 検査の体系等 1	2.1 検査の体系等 1
(削る)	(1) 検査対象 1
(削る)	(2) 検査種別 2
(削る)	(3) 検査の実施方針 4
2.2 安全実績指標等の確認・評価等 4	2.2 安全実績指標等の確認・評価等 4
(削る)	(1) 実用発電用原子炉施設の場合 4
(削る)	(2) 核燃料施設等の場合 4
2.3 検査指摘事項の重要度評価 5	2.3 検査指摘事項の重要度評価 5
(削る)	(1) 実用発電用原子炉施設の場合 5
(削る)	(2) 核燃料施設等の場合 6
2.4 (略)	2.4 (略)
2.5 (略)	2.5 (略)
2.6 (略)	2.6 (略)
2.7 総合的な評定 8	2.7 総合的な評定 8
(削る)	(1) 評定の単位 8
(削る)	(2) 評定における考慮事項 8
2.8 (略)	2.8 (略)
2.9 検査結果に基づく規制措置の検討等 9	2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等 9
3 検査の実施に係る手順等 10	3 検査の実施に係る手順等 10
3.1 (略)	3.1 (略)
3.2 検査の実施 11	3.2 検査の実施 11
(削る)	(1) 立入りに関する事前準備 11
(削る)	(2) 物件検査及び試料受理に関する事前準備 11
(削る)	(3) 関係者に対する質問に関する事前準備 11
(削る)	(4) 開始会議 12
(削る)	(5) 検査の実施 12
(削る)	(6) 締めくくり会議等 12
3.3 (略)	3.3 (略)
4 (略)	4 (略)
4.1 (略)	4.1 (略)

4.2 (略)

- (削る)

1 目的

本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の 2 の 2 第 1 項の規定による原子力規制検査、同検査の結果に基づき実施する法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定による総合的な評定及び同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制措置」という。）並びに原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査^{※1}のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等（以下「法定確認行為等」という。）の実施方法を明確化するために定めたものである。

※1 法第 68 条第 1 項に基づく原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問又は試験のための試料の取去並びに同条第 2 項に基づく原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問

2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素

原子力規制検査に基づく監督は、法第 61 条の 2 の 2 第 1 項で定められた検査対象に対する同条第 2 項から第 6 項までの規定に基づく原子力規制検査を、原子力規制検査等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 1 号）（以下「規則」という。）の規定により実施し、原子力規制検査の結果を踏まえて法第 61 条の 2 の 2 第 7 項及び第 8 項の規定による総合的な評定を行うとともに、同条第 9 項の規定による通知及び公表、必要に応じた同条第 10 項の規定を踏まえた規制措置を講ずるものである。これら一連のプロセスについて、関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査を含めた構成要素及び関連性を図 1-1 及び図 1-2 に示す。本章では、プロセスに係る構成要素ごとにその実施方法を定める。

2.1 検査の体系等

(1) 検査対象

原子力規制検査の検査対象は、法第 57 条の 8 で定義されている原子力事業者等^{※2}及び核原料物質を使用する者^{※3}（以下「事業者」と総称する。）に対して法の規定により義務付けられている事項に対応して、それぞれの者の事務所、原子力施設の敷地（工場又は事業所）、更には、調達先の者（法第 68

4.2 (略)

図 1-1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉） 14

図 1-2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（核燃料施設等） 15

表 1-1 原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号 16

表 1-2 原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等に共通する法律条文番号 16

表 2 事業等ごとの検査対象事項の条文 17

表 3 監視領域の分類 18

表 4 安全実績指標 19

表 5-1 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（実用発電用原子炉施設）. 20

表 5-2 検査指摘事項及び安全実績指標の活動実績に応じた分類（核燃料施設等） 21

表 6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設） 21

表 6-2 対応区分（核燃料施設等） 21

表 7 規制対応措置に関する主な法条文 23

表 8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文 24

表 8-2 法定確認行為等の手続に係る原子力事業者等に共通する各規則条文 25

1 目的

本実施要領は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 61 条の 2 の 2 第 1 項の規定による原子力規制検査、同検査の結果に基づき実施する法第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定による総合的な評定及び同条第 10 項の規定を踏まえて実施する措置（以下「規制対応措置」という。）並びに原子力規制検査に関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査^{※1}のほか、表 1-1 及び表 1-2 に示す検査の結果を踏まえて行う原子力規制委員会の確認等（以下「法定確認行為等」という。）の実施方法を明確化するために定めたものである。

※1 法第 68 条第 1 項に基づく原子力事業者等の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問又は試験のための試料の取去並びに同条第 2 項に基づく原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所への立入り、物件の検査、関係者への質問

2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素

原子力規制検査に基づく監督は、法第 61 条の 2 の 2 第 1 項で定められた検査対象に対する同条第 2 項から第 6 項までの規定に基づく原子力規制検査を、原子力規制検査等に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第一号）（以下「規則」という。）の規定により実施し、原子力規制検査の結果を踏まえて法第 61 条の 2 の 2 第 7 項及び第 8 項の規定による総合的な評定を行うとともに、同条第 9 項の規定による通知及び公表、必要に応じた同条第 10 項の規定を踏まえた規制対応措置を講ずるものである。これら一連のプロセスについて、関連して実施する法第 68 条の規定による立入検査を含めた構成要素及び関連性を図 1 に示す。本章では、プロセスに係る構成要素ごとにその実施方法を定める。

2.1 検査の体系等

(1) 検査対象

原子力規制検査の検査対象は、法第 57 条の 8 で定義されている原子力事業者等^{※2}及び核原料物質を使用する者^{※3}（以下「事業者」と総称する。）に対して法の規定により義務付けられている事項に対応して、それぞれの者の事務所、原子力施設の敷地（工場又は事業所）、更には、調達先の者（法第 68

条第2項に規定する原子力施設の設計等を行う者その他の関係者をいう。以下同じ。)の事務所、工場等における当該事項の実施状況を監視するものとして法第61条の2の2第1項で定められており、事業等の種別に応じた対応する事項(以下「検査対象事項」という。)を表2に示す。

※2 (略)

※3 製錬事業者が製錬の事業の用に供する場合及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第44条で定める限度を超えない場合を除く核原料物質を使用する者であり、具体的には法第57条の7第1項の規定による届出をした者及び法第61条の3第1項の許可を受けて核原料物質を使用する者(令第44条で定める限度を超えない場合を除く。)が該当する。

表2に示す検査対象事項は、例えば法第61条の2の2第1項第2号の基準の遵守状況が同項第1号の検査の実施状況と、また、同項第3号の措置の実施状況が同項第4号の措置の実施状況と密接に関係していることが多いため、原子力規制検査を実施するに当たっては、関係する事項を一括で監視できる体系となるよう、表3のとおり、事業者の安全活動の目的(以下「活動目的」という。)に応じた監視領域を「原子力施設安全」、「放射線安全」及び特定核燃料物質の防護(以下「核物質防護」という。)の3つに大分類する。さらに、原子力施設安全については事業等ごとの規制基準体系を踏まえて小分類を設け、放射線安全については公衆及び従業員に係るものに小分類を設け、分類ごとの活動目的の達成状況を監視する。また、これらの監視領域に共通する事業者におけるマネジメント実施に関連する事項は、別に横断領域の視点を設けてその実施状況を監視する。

(2) 検査種別

原子力検査官は、事業者の安全活動が各監視領域において活動目的を達成しているかを監視するため、検査対象に関する事業者の安全活動に立ち会い、必要に応じて事業者の確認に加えて自ら確認することも含めて、規則第2条の勘案も踏まえ、原子力施設の特徴及び活動目的に対する重要度に応じた検査を行う。また、原子力施設ごとに各監視領域で検査の程度を設定し、効率的かつ効果的な実施に努めるため、規則第3条第1項に基づき実施する標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、同条第2項に基づき実施する基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合に実施する追加検査並びに安全に関わる事象が発生した場合に当該事象の状況及び事業者の対応を確認するための特別検査を設ける。なお、特別検査は、法第68条の規定に基づいて行う。^{※4}

※4 原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第4条第1項第1号及び第23条第1項第2号に基づく、原子炉の運転等に起因する事故の原因及びそれによって発生した被害の原因を究明するための調査(原子力事故調査)がある。

基本検査は、各原子力規制事務所の原子力検査官が中心となって事業者の安全活動を日常的に監視するもの(以下「日常検査」という。)と、特定の検査対象について専門的知見や経験を有する原子力検査官を中心としたチームを編成した上で、時期を設定して個別事項の実施状況に特化して確認するもの(以下「チーム検査」という。)を組み合わせ、検査対象事項全般を監視する。日常検査は、原子力施設の状態及び計画又は進行中の事業者の安全活動のそれぞれについて、活動目的に対する重要度やリスク情報^{※5}を踏まえつつ、活動目的の達成状況を総体として把握した上で、具体的に検査で確認する事項を選定するとともに、重要度の高さに応じて立会い等の程度を設定する。活動目的の

条第2項に規定する原子力施設の設計等を行う者その他の関係者をいう。以下同じ。)の事務所、工場等における当該事項の実施状況を監視するものとして法第61条の2の2第1項で定められており、事業等の種別に応じた対応する事項(以下「検査対象事項」という。)を表2に示す。

※2 (略)

※3 製錬事業者が製錬の事業の用に供する場合及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号。以下「令」という。)第44条で定める限度を超えない場合を除く核原料物質を使用する者であり、具体的には法第57条の7第1項の規定による届出をした者及び法第61条の3第1項の許可を受けて核原料物質を使用する者(令第44条で定める限度を超えない場合を除く。)が該当する。

表2に示す検査対象事項は、例えば法第61条の2の2第1項第2号の基準の遵守状況が同項第1号の検査の実施状況と、また、同項第3号の措置の実施状況が同項第4号の措置の実施状況と密接に関係していることが多いため、原子力規制検査を実施するに当たっては、関係する事項を一括で監視できる体系となるよう、表3のとおり、事業者の安全活動の目的(以下「活動目的」という。)に応じた監視領域を「原子力施設安全」、「放射線安全」及び特定核燃料物質の防護(以下「核物質防護」という。)の3つに大分類する。さらに、原子力施設安全については事業等ごとの規制基準体系を踏まえて小分類を設け、放射線安全については公衆及び従業員に係るものに小分類を設け、分類ごとの活動目的の達成状況を監視する。また、これらの監視領域に共通する事業者におけるマネジメント実施に関連する事項は、別に横断領域の視点を設けてその実施状況を監視する。

(2) 検査種別

原子力検査官は、事業者の安全活動が各監視領域において活動目的を達成しているかを監視するため、検査対象に関する事業者の安全活動に立ち会い、必要に応じて事業者の確認に加えて自ら確認することも含めて、規則第2条の勘案も踏まえ、原子力施設の特徴及び活動目的に対する重要度に応じた検査を行う。また、原子力施設ごとに各監視領域で検査の程度を設定し、効率的かつ効果的な実施に努めるため、規則第3条第1項に基づき実施する標準的な検査の程度を設定して検査対象事項全般を監視する基本検査、同条第2項に基づき実施する基本検査において事業者が行う安全活動に劣化が認められた場合に実施する追加検査並びに安全に関わる事象が発生した場合に当該事象の状況及び事業者の対応を確認するための特別検査を設ける。なお、特別検査は、法第68条の規定に基づいて行う。^{※4}

※4 原子力事故に対する原子力規制委員会の対応には、上述の検査のほかに、原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)第4条第1項第1号及び第23条第1項第2号に基づく、原子炉の運転等に起因する事故の原因及びそれによって発生した被害の原因を究明するための調査(原子力事故調査)がある。

基本検査は、各原子力規制事務所の原子力検査官が中心となって事業者の安全活動を日常的に監視するもの(以下「日常検査」という。)と、特定の検査対象について専門的知見や経験を有する原子力検査官を中心としたチームを編成した上で、時期を設定して個別事項の実施状況に特化して確認するもの(以下「チーム検査」という。)を組み合わせ、検査対象事項全般を監視する。日常検査は、原子力施設の状態及び計画又は進行中の事業者の安全活動のそれぞれについて、活動目的に対する重要度やリスク情報^{※5}を踏まえつつ、活動目的の達成状況を総体として把握した上で、具体的に検査で確認する事項を選定するとともに、重要度の高さに応じて立会い等の程度を設定する。活動目的の

達成状況を把握する際には、必要に応じて事業者の改善活動やその効果について確認し、これを「2.7 総合的な評価」においても勘案する。事業者が行う安全活動に劣化が見られた場合は、「2.5 対応区分の設定」による対応区分の決定及び「2.9 検査結果に基づく規制措置の検討等」により規制措置の決定を行うため、当該事案の評価に必要な事実関係の確認を進め、事業者の見解を聴取する。

より具体的な検査の実施手法については、「3 検査の実施に係る手順等」に定めるほか、事業者の安全活動に対応して検査内容を体系的に整理し、検査ガイドとして別途定める。検査ガイドには、検査対象となる事業者の安全活動に応じた監視領域や当該検査の目的、検査要件、検査手順、具体的な検査手法の例を明示した検査手引、事業者の安全活動への立会い等の標準的な検査対象数（サンプル数）等を記載する。

※5 本実施要領におけるリスク情報とは、各監視領域に関連する活動目的を達成できていない可能性又は状況及びその程度を検討・評価するために有用な原子力施設の状態及び事業者の安全活動状況等に関する情報であり、直接的なものだけでなく、その可能性等の要因の特定や影響の大きさ等を含んでいる。また、リスク情報は、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報に加え、確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）により得られる計算結果や知見等の定量的な情報をいう。

追加検査は、事業者が行う安全活動に劣化が確認された事項に対する事業者の対応状況について、事業者が実施する原因分析の実施状況を踏まえつつ、横断領域を含めた幅広い視野から、複数の専門分野の原子力検査官によって、改善の効果を検証し、再発防止が確実なものとなっているかなどを個別具体的に確認する。追加検査の程度は、安全活動の劣化の程度に応じて設定される「2.5対応区分の設定」により決定する。

特別検査は、安全に関わる事象のうち、活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象が発生した場合に、当該事象の状況を確認するため、個別に実施の可否を判断の上、当該事象に関して専門性を有する原子力規制庁職員を含む原子力検査官等により実施する。

基本検査、追加検査、特別検査に関する詳細については、この実施要領に定めるもののほか、別途検査運用ガイドを定める。

(3) (略)

2.2 安全実績指標等の確認・評価等

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

基本検査の効率的かつ効果的な実施のためには、事業者の安全活動状況の監視手段を充実する必要がある。このため、規則第5条の規定に基づき、各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標の値を取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者の安全実績指標の値の取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の可否等を判断するために、安全実績指標の値を表5-1に示すとおり4段階に分類する。

この安全実績指標の値は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委

達成状況を把握する際には、必要に応じて事業者の改善活動やその効果について確認し、これを「2.7 総合的な評価」においても勘案する。事業者が行う安全活動に劣化が見られた場合は、「2.5 対応区分の設定」による対応区分の決定及び「2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等」により規制対応措置の決定を行うため、当該事案の評価に必要な事実関係の確認を進め、事業者の見解を聴取する。

より具体的な検査の実施手法については、「3 検査の実施に係る手順等」に定めるほか、事業者の安全活動に対応して検査内容を体系的に整理し、検査ガイドとして別途定める。検査ガイドには、検査対象となる事業者の安全活動に応じた監視領域や当該検査の目的、検査要件、検査手順、具体的な検査手法の例を明示した検査手引、事業者の安全活動への立会い等の標準的な検査対象数（サンプル数）等を記載する。

※5 本実施要領におけるリスク情報とは、各監視領域に関連する活動目的を達成できていない可能性又は状況及びその程度を検討・評価するために有用な原子力施設の状態及び事業者の安全活動状況等に関する情報であり、直接的なものだけでなく、その可能性等の要因の特定や影響の大きさ等を含んでいる。また、リスク情報は、従来も用いている安全上の重要度、運転経験及び不適合情報等の定性的な情報に加え、確率論的リスク評価（PRA）により得られる計算結果や知見等の定量的な情報をいう。

追加検査は、事業者が行う安全活動に劣化が確認された事項に特化した事業者の対応状況について、事業者が実施する原因分析の実施状況を踏まえつつ、横断領域を含めた幅広い視野から、複数の専門分野の原子力検査官によって、改善の効果を検証し、再発防止が確実なものとなっているかなどを個別具体的に確認する。追加検査の程度は、安全活動の劣化の程度に応じて設定される「2.5対応区分の設定」により決定する。

特別検査は、安全に関わる事象のうち、活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象が発生した場合に、当該事象の状況を確認するため、個別に実施の可否を判断の上、当該事象に関して専門性を有する原子力規制庁職員を含む原子力検査官等により実施する。

基本検査、追加検査、特別検査に関する詳細については、この実施要領に定めるもののほか、別途検査運用ガイドを定める。

(3) (略)

2.2 安全実績指標等の確認・評価等

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

基本検査の効率的かつ効果的な実施のためには、事業者の安全活動状況の監視手段を充実する必要がある。このため、規則第5条の規定に基づき、各監視領域に関連する活動目的の達成状況を確認する表4に示す安全活動に係る実績を示す指標（以下「安全実績指標」という。）について事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標のデータを取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者のデータ取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の可否等を判断するために、指標の値を表5-1に示すとおり4段階に分類する。この安全実績指標は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評価」において用いる。

員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。

(2) 核燃料施設等^{※6}の場合

安全実績指標は表4に示す監視領域のうち放射線安全、核物質防護とし、規則第5条の規定に基づき事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標の値を取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者の安全実績指標の値の取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の可否等を判断するために、安全実績指標の値を表5-2に示すとおり「指摘事項（追加対応なし）」と「指摘事項（追加対応あり）」の2段階に分類する。

この安全実績指標の値は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。

※6 この実施要領において「核燃料施設等」とは、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設をいう。

安全実績指標等の確認・評価等の詳細については、別途ガイドを定める。

2.3 検査指摘事項の重要度評価

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の可否等を判断するために、当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。この重要度評価は、監視領域ごとに、重要度を表5-1に示すとおり4段階（緑、白、黄、赤）に分類して行う。なお、評価におけるリスク情報の活用については、可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用する。当該検査指摘事項が低頻度で影響の極めて甚大な事象等又はPRAによって評価できない事象に関連する場合は、必要に応じて定性的な評価を行う。

検査指摘事項の重要度評価により緑以外の結果が得られた場合には、その評価の結果を事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた重要度評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が重要度評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての重要度評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る重要度評価は、当該検査指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね3か月以内に重要度評価の結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

(2) 核燃料施設等の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の可否等を判断するために、検査指摘事項の重要度を評価する。

評価は表5-2に示すとおり「指摘事項（追加対応なし）」と「指摘事項（追加対応あり）」の2段階に分類して行う。

(2) 核燃料施設等^{※6}の場合

安全実績指標は表4に示す監視領域のうち放射線安全、核物質防護とし、規則第5条の規定に基づき事業者から報告を受理する。また、原子力検査官は、事業者が安全実績指標のデータを取得・整理する状況を検査により適時確認する。そして、原子力検査官が行う検査により事業者のデータ取得・整理に問題がないことを確認の上、追加検査の可否等を判断するために、指標の値を表5-2に示すとおり「追加対応なし」と「追加対応あり」の2段階で実施する。

この安全実績指標は、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載するほか、「2.7 総合的な評定」において用いる。

※6 この実施要領において「核燃料施設等」とは、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用施設等及び核原料物質の使用に係る施設をいう。

安全実績指標等の確認・評価等の詳細については、別途ガイドを定める。

2.3 検査指摘事項の重要度評価

(1) 実用発電用原子炉施設の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の可否等を判断するために、当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。この重要度評価は、監視領域ごとに、重要度を表5-1に示すとおり4段階（緑、白、黄、赤）に分類して行う。なお、評価におけるリスク情報の活用については、可能な範囲でPRAによる計算結果等の定量的な情報を活用する。その際、当該検査指摘事項が低頻度で影響の極めて甚大な事象等又はPRAによって評価できない事象に関連するものかどうかに配慮する。

検査指摘事項の重要度評価により緑以外の結果が得られた場合には、その評価の結果を当該指摘を受けた事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた重要度評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が重要度評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての重要度評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る重要度評価は、当該指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね3か月以内に重要度評価の結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

(2) 核燃料施設等の場合

原子力規制検査によって、いずれかの監視領域に関連する事業者が行う安全活動に劣化を確認した場合は、追加検査の可否等を判断するために、当該劣化（以下「検査指摘事項」という。）の重要度を評価する。

評価は表5-2に示すとおり「追加対応なし」と「追加対応あり」の2段階に分類して行う。

検査指摘事項の評価により「指摘事項（追加対応あり）」の結果が得られた場合には、その評価結果を事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る評価は、当該検査指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね3か月以内にその結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

検査指摘事項に該当する可能性がある場合、当該検査を担当する原子力規制庁管理職は、速やかに原子力規制委員会委員長及び委員並びに関係する原子力規制庁幹部に対してその状況を報告する。

検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。

2.4 検査結果の通知及び公表

基本検査の結果は、日常検査及びチーム検査の結果を合わせて、原則四半期ごとに取りまとめ、検査を受けた事業者³に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。取りまとめに当たっては、使用した検査ガイドの種類や対象とした監視領域、具体的な確認対象等を明記するとともに、原則検査指摘事項に関して確認した事実関係、関連する規制要求事項、問題点等を明記し、当該検査指摘事項の重要度評価の結果を記載する。公表に当たっては、「2.7(1)評定の単位」である各施設に対して、監視領域ごとに評価結果を明示する。追加検査及び特別検査の結果は、個別の検査ごとに事業者への通知及び公表を行う。

2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）

追加検査については、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の値の分類に応じて、表6-1及び表6-2に示すとおり、対応区分を設定する。なお、安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれか分類の程度の大きいもののみを対象として取り扱う。また、新たに原子力規制検査の検査対象となったプラントについては最初の対応区分が設定されるまでは、第1区分に設定されているものとみなす。

追加検査は、「各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態（第1区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態（第2区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態（第3区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態（第4区分）」又は「監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態（第5区分）」の5つの対応区分のうち、第2区分、第3区分又は第4区分が設定された場合に行う。

事業者からの安全実績指標の報告又は検査指摘事項の重要度評価の決定により、対応区分の変更を行った場合には、規則第3条第3項に基づき、事業者に対して、その旨を通知するとともに、事業者に根本的な原因分析並びに安全文化及び核セキュリティ文化の改善に係る検討（第4区分が設定され

検査指摘事項の評価により「追加対応あり」の結果が得られた場合には、その評価結果を当該指摘を受けた事業者に通知する。当該事業者が希望する場合には公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で事業者から意見を聴取し、これを踏まえた評価の結果を当該事業者に通知する。

その上で、当該事業者が評価の結果に異議を申し立てた場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で当該事業者からその異議の内容を聴取し、これを踏まえて、原子力規制委員会としての評価を決定する。原子力規制委員会が決定した評価結果は、当該事業者に通知する。

個別の検査指摘事項に係る評価は、当該指摘事項に関する事業者の改善活動が速やかに実施できるよう、当該検査指摘事項を確認してからおおむね3か月以内にその結果を得るべく作業を進める。この際、透明性の確保や行政手続法等に基づき必要となる措置等に留意する。

検査指摘事項の重要度評価の詳細については、監視領域に対応した評価体系を整理した上で、別途ガイドを定める。当該ガイドには、評価の手順、考慮すべき事項、判断の基準、手続等を記載する。

2.4 検査結果の通知及び公表

基本検査の結果は、日常検査及びチーム検査の結果を合わせて、原則四半期ごとに取りまとめ、検査を受けた事業者³に通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。取りまとめに当たっては、使用した検査ガイドの種類や対象とした監視領域、具体的な確認対象等を明記するとともに、原則検査指摘事項に関して確認した事実関係、関連する規制要求事項、問題点等を明記し、当該指摘事項の重要度評価の結果を記載する。公表に当たっては、「2.7(1)評定の単位」である各施設に対して、監視領域ごとに評価結果を明示する。追加検査及び特別検査の結果は、個別の検査ごとに事業者への通知及び公表を行う。

2.5 対応区分の設定（追加検査の適用の考え方）

追加検査については、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の分類に応じて、表6-1及び表6-2に示すとおり、対応区分を設定する。なお、安全実績指標の値の分類により評価基準の対象となった事象が検査指摘事項としても評価基準の対象になっている場合は、いずれか分類の程度の大きいもののみを対象として取り扱う。

追加検査は、「各監視領域における活動目的は満足しており、事業者の自律的な改善が見込める状態（第1区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態（第2区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態（第3区分）」、「各監視領域における活動目的は満足しているが、事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態（第4区分）」又は「監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態（第5区分）」の5つの対応区分のうち、第2区分、第3区分又は第4区分が設定された場合に行う。

事業者からの安全実績指標の報告又は検査指摘事項の重要度評価の決定により、対応区分の変更を行った場合には、規則第3条第3項に基づき、事業者に対して、その旨を通知するとともに、第2区分、第3区分又は第4区分が設定された場合には、事業者に根本的な原因分析（第3区分又は第4区分が設定された場合には、安全文化及び核セキュリティ文化の改善に係る検討を含み、このうち第4

た場合には、外部機関による評価を含む。)を伴う改善措置活動の計画並びにその実施結果の報告を求める。また、3年間以上継続して第3区分が設定された事業者に対しては、安全活動の改善に係る取組状況等について追加で報告を求める。

追加検査は、第2区分又は第3区分が設定された場合は、事業者から前記の実施結果の報告があった時点以降に実施し、第4区分が設定された場合は、区分の設定から6か月以内に改善措置活動の計画の報告を行うよう、事業者に求めた上で、その計画の報告を受理した後、当該計画を踏まえた追加検査の計画を作成し、追加検査を行う。

第2区分、第3区分又は第4区分が設定された場合は、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、第1区分に変更し、事業者に通知する。この第1区分への変更後に行う対応区分の設定は、当該変更前に第2区分、第3区分又は第4区分が設定された要因となった状態(表6-1及び表6-2に示す施設の状態及び評価基準をいう。)が第1区分に適合する状態にあるものとみなして、行うものとする。

追加検査の実施に当たっては、規則第7条に基づき当該事業者に対して対応する手数料の納付を納入告知書の交付により当該事業者を求める。

2.6 特別検査の実施に係る判断

リスクが高く安全上重要と思われる事象若しくは核物質防護事案(以下「異常事象等」という。)が報告された場合、又は法第61条の2の2の規定に基づく原子力規制検査において異常事象等を特定した場合に、当該事象が各監視領域の活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象であるかについて安全上の重要性に係る評価を行う。当該評価の結果及びそれまでの基本検査での事業者の安全活動状況等の確認結果について原子力規制委員会に報告する。これを踏まえ、原子力規制委員会が特別検査の実施要否を判断する。

特別検査を実施する場合、発生した異常事象等の状況の調査及び把握をするため、事象の原因等に関する専門分野の原子力検査官を編成し、検査目的、検査対象、検査期間等を設定し、事業者に通知する。

2.7 総合的な評価

(1) 評価の単位

総合的な評価は、原則として、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年1回行う^{※7}。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、各原子炉の安全確保の状況を明確にするため、原子炉ごとに評価を行う。

※7 使用者(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)に対する検査(核物質防護に係るものを除く。)及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施した年度ごとに評価を行う。なお、令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者が一つの使用許可において令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等についても許可を受けている場合には、各年度において実施した原子力規制検査等の結果を踏まえて、当該許可を受けた使用者が実施する安全活動全般を対象に年1回評価を行う。

(2) (略)

区分が設定された場合には、外部機関による評価を含む。)を伴う改善措置活動の計画及びその実施結果の報告を求める。また、3年間以上継続して第3区分が設定された事業者に対しては、安全活動の改善に係る取組状況等について追加で報告を求める。

追加検査は、第2区分又は第3区分が設定された場合は、事業者から前記の実施結果の報告があった時点以降に実施し、第4区分が設定された場合は、区分の設定から6か月以内に改善措置活動の計画の報告を行うよう、事業者に求めた上で、その計画の報告を受理した後、当該計画を踏まえた追加検査の計画を作成し、追加検査を行う。

第2区分、第3区分又は第4区分が設定された場合は、その要因となった状態の改善状況を追加検査により確認し、改善の効果が確認できた場合は、第1区分に変更し、事業者に通知する。

追加検査の実施に当たっては、規則第7条に基づき当該事業者に対して対応する手数料の納付を納入告知書の交付により当該事業者を求める。

2.6 特別検査の実施に係る判断

原子力規制委員会が法第62条の3の規定により各事業規則に定める事故故障等の報告を受けた場合には、その時点で得られた事故故障等に係る情報を基に、当該事象が各監視領域の活動目的の達成に対して大きな影響を与える若しくはそうなる可能性のあった事象又は公衆の健康と安全に影響を及ぼす可能性のあった事象であるかについて安全上の重要性に係る評価を行うとともに、それまでの基本検査での事業者の安全活動状況等の確認結果を踏まえ、特別検査の実施要否を判断する。

特別検査を実施する場合、発生した事故故障等の状況の調査及び把握をするため、事象の原因等に関する専門分野の原子力検査官を編成し、検査目的、検査対象、検査期間等を設定し、事業者に通知する。

2.7 総合的な評価

(1) 評価の単位

総合的な評価は、原則として、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で年1回行う^{※6}。ただし、一つの原子炉設置許可において複数の原子炉の設置許可がなされている場合には、各原子炉の安全確保の状況を明確にするため、原子炉ごとに評価を行う。

※6 使用者(令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。)に対する検査(核物質防護に係るものを除く。)及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施した年度ごとに評価を行う。

(2) (略)

2.8 総合的な評価の結果の通知及び公表

総合的な評価の結果には、表6-1及び表6-2の対応区分の設定のほか、横断領域に係る検査指摘事項がある場合にはこれも含める。これを事業者へ通知する際、検査の結果を踏まえて作成した次期の検査計画のほか、必要に応じ、以下の事項を事業者へ通知するとともに、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原則1年に1回公表する。この際、規則第7条に基づき、規則別表のとおり当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。^{※8}

①・② (略)

③ 3年間以上継続して第3区分が設定されている場合は、事業者による安全活動の改善に係る取組状況等

④ (略)

※8 使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）に対する検査（核物質防護に係るものを除く。）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施する年度（実施時期が年度初めの場合は、その前年度）に検査計画を通知し、規則第7条に基づき基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。なお、令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する使用者が一つの使用許可において令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等についても許可を受けている場合には、年1回の評価の結果の公表に合わせて手数料の納付を納入告知書の交付により求める。

2.9 検査結果に基づく規制措置の検討等

規制措置は、検査等で確認した問題点を是正し、各監視領域における活動目的の達成を確保するための措置命令のほか、法令に基づく事業者の責務の実施が確保できないと考えられる場合の許可取消し等の処分を含め、事業者による問題解決への取組を確実なものとするための規制機関としての対応である（関連する処分に係る法の条文を表7に示す。）。この対応は、事案の性格や内容に応じて、各監視領域における活動目的の達成を確保するために適時実施する必要があることから、重要度評価の結果を踏まえて、総合的な評価を待つことなく検討を行う。なお、即時の対応を必要としないものについては、総合的な評価を踏まえてその後の原子力規制検査で状況を確認するなど、事案の重要度、緊急性等を踏まえて的確に対応する。

原子力規制検査において気付き事項がある場合は、「3.2(5)検査の実施」に規定する検査指摘事項とするかどうかの判断及び重要度評価を行う。これと並行して、法令違反があったか、原子力規制委員会の規制活動に影響を及ぼすものか、原子力安全に実質的な影響があったか、意図的な不正行為によるものかの視点で情報収集等を行い、問題がないか確認する。重要度評価及びこれらの確認の結果から、当該事業者に必要な措置を求めることを検討する。特に、検査指摘事項のうち重要度評価の結果が、実用発電用原子炉施設については緑以外のもの、核燃料施設等については指摘事項（追加対応あり）としたものについては、規制要求に抵触している蓋然性が高いことから、規制措置の可否を検討した上で、その内容を決定する。また、規制措置が不利益処分となる場合には、行政手続法等に基づき、必要な手続を取る。本規制措置の検討に当たっては、検査指摘事項の重要度評価の手順と同様に、事業者の希望に応じて公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で意見等を聴取する機会を設ける。

なお、措置命令等を行った場合においては、必要に応じて当該命令等に係る措置の実施状況を原子力規制検査により確認する。

検査結果に基づく規制措置の詳細については、別途ガイドを定める。

2.8 総合的な評価の結果の通知及び公表

総合的な評価の結果には、表6-1及び表6-2の対応区分の設定のほか、横断領域に係る指摘事項がある場合にはこれも含める。これを事業者へ通知する際、検査の結果を踏まえて作成した次期の検査計画のほか、必要に応じ、以下の事項を事業者へ通知するとともに、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原則1年に1回公表する。この際、規則第7条に基づき、規則別表のとおり当該事業者に対して原子力施設の状態等に応じた基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。^{※7}

①・② (略)

③ 3年間以上継続して第3区分が設定されている場合は、事業者による安全活動の改善に係る取組状況等

④ (略)

※7 使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）に対する検査（核物質防護に係るものを除く。）及び核原料物質を使用する者に対する検査については、10年に1回の原子力規制検査の基本検査を実施する年度（実施時期が年度初めの場合は、その前年度）に検査計画を通知し、規則第7条に基づき基本検査の手数料の納付を納入告知書の交付により求める。

2.9 検査結果に基づく規制対応措置の検討等

規制対応措置は、検査等で確認した問題点を是正し、各監視領域における活動目的の達成を確保するための措置命令のほか、法令に基づく事業者の責務の実施が確保できないと考えられる場合の許可取消し等の処分を含め、事業者による問題解決への取組を確実なものとするための規制機関としての対応である（関連する処分に係る法の条文を表7に示す。）。この対応は、事案の性格や内容に応じて、各監視領域における活動目的の達成を確保するために適時実施する必要があることから、重要度評価の結果を踏まえて、総合的な評価を待つことなく検討を行う。なお、即時の対応を必要としないものについては、総合的な評価を踏まえてその後の原子力規制検査で状況を確認するなど、事案の重要度、緊急性等を踏まえて的確に対応する。

原子力規制検査において気付き事項がある場合は、「3.2(5)検査の実施」に規定する検査指摘事項とするかどうかの判断及び重要度の評価と並行して、当該気付き事項に対する事業者の自律的な改善能力があるかどうか、当該気付き事項が組織として意図的に行われたもの又は明らかな瑕疵（かし）によって起こったものであるかどうか、検査等の実効性を確保するための事業者の安全活動^{※8}に著しい瑕疵があるかどうかなどの視点で情報収集等を行い、これらの視点により問題が確認された場合は、当該気付き事項に対する重要度評価の結果も踏まえて、当該事業者に必要な措置を求めることを検討する。特に、検査指摘事項のうち重要度評価の結果が、実用発電用原子炉施設については緑以外のもの、核燃料施設等については指摘事項（追加対応あり）としたものについては、規制要求に抵触している蓋然性が高いことから、規制対応措置の可否を検討した上で、その内容を決定する。また、規制対応措置が不利益処分となる場合には、行政手続法等に基づき、必要な手続を取る。本規制対応措置の検討に当たっては、検査指摘事項の重要度評価の手順と同様に、事業者の希望に応じて公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）で意見等を聴取する機会を設ける。

なお、措置命令等を行った場合においては、必要に応じて当該命令等に係る措置の実施状況を原子

3 検査の実施に係る手順等

本章では、「2.1 検査の体系」等及び「2.4 検査の結果の通知及び公表」で示す検査等を円滑に運用するための具体的な手順等を定める。

3.1 検査計画

原子力規制検査は、総合的な評価の結果及びその他の関連事情を勘案して、検査の程度を決定し、計画して実施するため、総合的な評価を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画を合わせて作成し、事業者へ通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。ただし、追加検査及び特別検査は、総合的な評価を待つことなく実施することから、事案が発生した都度、個別に計画を作成し、検査の対象、内容、期間等について当該事業者へ通知するとともに、原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する。なお、勘案すべきその他の関連事情には、原子力施設の種別、規模及び建設段階、供用段階、廃止措置段階等の原子力施設の状況等が含まれる。

総合的な評価の単位（原則として事業等の許可又は指定の単位、原子炉設置者にあつては原子炉の単位）を踏まえ、同一の単位ごとに検査計画を作成する。その際、1つの事業者において複数の事業の許可又は指定を受けている場合や、複数の原子炉又は原子力発電所の運転等を行っている場合等、総合的な評価の単位を超えて事業者が同一の組織で安全活動を行っている場合には、一体的に検査を行う計画を立て、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。そのため、検査計画の作成においては、主にチーム検査の計画について、事業者の安全活動計画を踏まえて、原子力検査官の配置等を考慮して検査時期の調整を行う。また、日常検査については、事業者の日々の安全活動状況等を踏まえて適時検査を行う必要があるため、年間を通して、検査ガイドに規定する検査量が事業者の安全活動状況に応じて適切に配分できるように随時調整する。その際、複数の監視領域に共通する検査ガイドを用いて検査を実施する場合や、複数の検査ガイドを併用して一体的に検査を実施する場合等は、それぞれに検査量を配分する。

また、法定確認行為等に係る検査は事業者からの申請等に基づいて行うこととなるため、申請等の内容を踏まえて設定された検査項目に係る検査の実施計画を立てる。

検査計画を作成後、事業者の安全活動計画が大幅に変更となった場合は、適宜検査計画を変更し、変更後の事業者の安全活動計画に即した検査が実施できるよう調整する。

3.2 検査の実施

作成した検査計画に基づき、基本検査、追加検査及び特別検査を行う際には、事業者の日々の活動状況を踏まえて検査内容の詳細を設定していく必要があるため、日常検査や日々の監視、事業者会議への参加等を通じて、検査前に事業者の安全活動状況及び活動予定を把握し、チーム検査の具体的な検査内容を設定して検査を実施する。原子力検査官は、法第61条の2の2第3項並びに第68条第1項及び第2項の規定に基づく検査を、事業者又は事業者の調達先の者（以下「事業者等」という。）が安全活動を行う場所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び事業者から必要な試料の提出を受けての試験等を通じて、効率的かつ効果的に実施するため、必要な事前準備を行った上で検査を実施する。

力規制検査により確認する。

検査結果に基づく規制対応措置の詳細については、別途ガイドを定める。

※8 例えば記録保存

3 検査の実施に係る手順等

本章では、「2.1 検査の体系」等及び「2.4 検査の結果の通知及び公表」で示す検査等を円滑に運用するための具体的な手順等を定める。

3.1 検査計画

原子力規制検査は、総合的な評価の結果及びその他の関連事情を勘案して、検査の程度を決定し、計画して実施するため、総合的な評価を取りまとめる際には、その結果を踏まえた検査計画を合わせて作成し、事業者へ通知するとともに、公表する。ただし、追加検査及び特別検査は、総合的な評価を待つことなく実施することから、事案が発生した都度、個別に計画を作成し、検査の対象、内容、期間等について当該事業者へ通知するとともに、公表する。なお、勘案すべきその他の関連事情には、原子力施設の種別、規模及び建設段階、供用段階、廃止措置段階等の原子力施設の状況等が含まれる。

総合的な評価の単位（原則として事業の許可又は指定の単位、原子炉設置者にあつては原子炉の単位）を踏まえ、同一の単位ごとに検査計画を作成する。その際、1つの事業者において複数の事業の許可又は指定を受けている場合や、複数の原子炉又は原子力発電所の運転等を行っている場合等、総合的な評価の単位を超えて事業者が同一の組織で安全活動を行っている場合には、一体的に検査を行う計画を立て、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。そのため、検査計画の作成においては、主にチーム検査の計画について、各事業者の安全活動計画を踏まえて、原子力検査官の配置等を考慮して検査時期の調整を行う。また、日常検査については、事業者の日々の安全活動状況等を踏まえて適時検査を行う必要があるため、年間を通して、検査ガイドに規定する検査量が事業者の安全活動状況に応じて適切に配分できるように随時調整する。その際、複数の監視領域に共通する検査ガイドを用いて検査を実施する場合や、複数の検査ガイドを併用して一体的に検査を実施する場合等は、それぞれに検査量を配分する。

また、法定確認行為等に係る検査は事業者からの申請等に基づいて行うこととなるため、申請等の内容を踏まえて設定された検査項目に係る検査の実施計画を立てる。

検査計画を作成後、事業者の安全活動計画が大幅に変更となった場合は、適宜検査計画を変更し、変更後の事業者の安全活動計画に即した検査が実施できるよう調整する。

3.2 検査の実施

作成した検査計画に基づき、基本検査、追加検査及び特別検査を行う際には、事業者の日々の活動状況を踏まえて検査内容の詳細を設定していく必要があるため、日常検査や日々の監視、事業者会議への参加等を通じて、検査前に事業者の安全活動状況及び活動予定を把握し、チーム検査の具体的な検査内容を設定して検査を実施する。原子力検査官は、法第61条の2の2第3項並びに第68条第1項及び第2項の規定に基づく検査を、事業者又は事業者の調達先の者（以下「事業者等」という。）が安全活動を行う場所（以下「検査場所」という。）への立入り、必要な物件の検査、関係者に対する質問及び事業者から必要な試料の提出を受けての試験等を通じて、効果的かつ効率的に実施するため、必要な事前準備を行った上で検査を実施する。

(1) 立入りに関する事前準備

検査場所では、放射線管理や核物質防護管理等を目的に立入りを制限している場合があるため、事業者等がその責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け、検査のために立入りができるようにしておく。

なお、原子力検査官の立入りに関しては、立入先での事業者等の安全活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が原子力検査官の立入先への出入りや立入先での居場所を原子力検査官の許可なしに原則ほかの事業者等の職員等に連絡しないよう、事業者等において周知徹底されるよう準備する。

(2) (略)

(3) 関係者に対する質問に関する事前準備

関係者に対する質問は、事業者等の職員に限らず、事業者等の安全活動に関係している者に対して、原子力規制検査の実施に必要な範囲で、事業者の活動状況や当該活動に係るその者の認識等を把握するために行う。この際、事業者等の活動を阻害し安全上の影響を及ぼすことのないよう、質問時期等に配慮する。

質問への回答内容は、回答者の役職、責務等を踏まえて取り扱い、組織としての回答を求める場合には、質問に関する事項に責任を有する者を特定して質問を行う。

(4) 開始会議

チーム検査、追加検査及び特別検査では、検査対象とする事業者等の安全活動に責任を有する者を含めた関係者との打合せを実施し、検査目的、検査予定等を説明するとともに、効果的かつ効率的に検査が実施できるよう、事業者等の安全活動状況等の情報をあらかじめ聴取する。なお、非通知による検査を通じて事業者等の安全活動の実態を把握することを目的とする場合には、柔軟に検査を行う。

(5) 検査の実施

別に定める検査ガイドに規定する検査対象、検査対象数、検査量等を踏まえて検査を実施する。その際、これまでの検査結果を含めた事業者等の安全活動状況を確認した上で、リスク情報を活用して、検査対象を選定する。

事業者等の安全活動を全般的に監視するため、休日や平日通常勤務時間外の事業者等の安全活動に対して、検査ガイドで規定する範囲で当該活動の状況を確認する検査（以下「時間外検査」という。）を行うものとする。時間外検査は、異なる作業状態や多様な時間帯（炉停止、通常運転、週末、夜その他）の状況が確認できるように実施する。

検査における気付き事項がある場合は、関係する原子力検査官に情報を共有し意見交換を行うとともに、事実関係等を調査し、事業者等から見解を聴取するなど情報を収集した上で、検査指摘事項に該当するかどうかを判断する。こうした情報収集は、対象とする安全活動の重要度及び不明瞭な事項の程度に応じて実施するよう留意する。

検査指摘事項に該当するかどうかを判断するための詳細については、別途ガイドを定める。

(6) 締めくくり会議等

原子力検査官は、検査ガイドの単位、検査の一定期間等の終了時又は終了後において事業者の責任

(1) 立入りに関する事前準備

検査場所では、放射線管理や核物質防護管理等を目的に立入りを制限している場合があるため、事業者等がその責務を遵守することを阻害しないよう配慮し、事前に事業者等の運用状況を把握し、事業者等の行う必要な教育及び訓練を受け、検査のために立入りができるようにしておく。

なお、原子力検査官の立入りに関しては、立入先での事業者の安全活動状況の実態が確実に観察できるようにするため、事業者等の職員等が原子力検査官の立入先への出入りや立入先での居場所を原子力検査官の許可なしに原則ほかの事業者等の職員等に連絡しないよう、事業者等において周知徹底されるよう準備する。

(2) (略)

(3) 関係者に対する質問に関する事前準備

関係者に対する質問は、事業者等の職員に限らず、事業者の安全活動に関係している者に対して、原子力規制検査の実施に必要な範囲で、事業者の活動状況や当該活動に係るその者の認識等を把握するために行う。この際、事業者等の活動を阻害し安全上の影響を及ぼすことのないよう、質問時期等に配慮する。

質問への回答内容は、回答者の役職、責務等を踏まえて取り扱い、組織としての回答を求める場合には、質問に関する事項に責任を有する者を特定して質問を行う。

(4) 開始会議

チーム検査等の検査時期を特定して計画的に行う検査では、検査対象とする事業者等の安全活動に責任を有する者を含めた関係者との打合せを実施し、検査目的、検査予定等を説明するとともに、効果的かつ効率的に検査が実施できるよう、事業者の安全活動状況等の情報をあらかじめ聴取する。なお、非通知による検査を通じて事業者の安全活動の実態を把握することを目的とする場合には、柔軟に検査を行う。

(5) 検査の実施

別に定める検査ガイドに規定する検査対象、検査対象数、検査量等を踏まえて検査を実施する。その際、これまでの検査結果を含めた事業者の安全活動状況を確認した上で、リスク情報を活用して、検査対象を選定する。

事業者等の安全活動を全般的に監視するため、休日や平日通常勤務時間外の事業者等の安全活動に対して、検査ガイドで規定する範囲で当該活動の状況を確認する検査（以下「時間外検査」という。）を行うものとする。時間外検査は、異なる作業状態や多様な時間帯（炉停止、通常運転、週末、夜その他）の状況が確認できるように実施する。

検査における気付き事項がある場合は、関係する原子力検査官に情報を共有し意見交換を行うとともに、事実関係等を調査し、事業者等から見解を聴取するなど情報を収集した上で、指摘事項に該当するかどうかを判断する。こうした情報収集は、対象とする安全活動の重要度及び不明瞭な事項の程度に応じて実施するよう留意する。

指摘事項に該当するかどうかを判断するための詳細については、別途ガイドを定める。

(6) 締めくくり会議等

原子力検査官は、検査ガイドの単位、検査の一定期間等の終了時又は終了後において事業者の責任

者との会議等^{※9}を行い、検査結果並びに検査指摘事項に係る事実関係及び原子力検査官の認識（問題を指摘した視点等^{※10}）を説明する。その際、必要に応じて事業者等の意見を確認する。

※9 指摘事項や気付き事項の有無によって会議の形態を調整してかまわない。

※10 事業者に期待する対応の提案等は、事業者自らの改善策の検討を阻害する可能性があるため、緊急を要すると考えられる場合、必要な対応が明白である場合に限る等、慎重に実施する必要がある。

3.3 検査報告書の作成

四半期の実施した基本検査について検査報告書を作成する。検査報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。追加検査及び特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。

検査報告書の案は原子力規制委員会のホームページ等を通じて公表する（核物質防護に係る検査結果報告書の案については非公表とする。）。事業者から検査報告書の案に対する事実誤認等に関する意見を聴取する場合は、原則、書面にて行う。当該意見と併せて基本検査の結果を原子力規制委員会に報告する。

4 法定確認行為等と原子力規制検査の関係

核燃料物質等に関する事業所外廃棄の確認等の法定確認行為等を実施するに当たっては、事業者の一連の安全活動を記録等により確認することが必要となるが、原子力規制検査により関連する事業者の安全活動を適時確認することにより、当該記録等の適切性を確認することが可能であるため、法定確認行為等に係る事業者からの申請等があった場合には、申請等以前の関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査の結果を確認するとともに、申請等後の原子力規制検査による確認結果も含め、事業者の一連の安全活動を記録等により確認する。

4.1 申請等の受理

法定確認行為等の種別に応じて表8-1及び表8-2に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛での申請書等について、法定確認行為等を受けようとする事業者から提出された場合には、申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していることを確認する。また、令別表第1で規定されている手数料の納付を納入告知書の交付により求めた上で、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。

受理した申請については、確認対象となる事項を特定し、関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査による検査項目（以下単に「検査項目」という。）を設定する。

4.2 原子力規制検査の結果の確認等

設定した検査項目について、申請以前の関連する事業者の安全活動の実施状況に係る原子力規制検査の結果を確認した上で、事業者の安全活動に対して確認すべき事項を特定し、原子力規制検査等を実施する。

法定確認行為等に必要の確認を実施し、設定した検査項目について検査指摘事項がないこと、又は検査指摘事項があった場合には内容が当該申請に係る確認対象となる事項に影響を及ぼさないことを確認した場合には、確認証の交付を行う。

者との会議等を行い、検査結果並びに検査指摘事項に係る事実関係及び原子力検査官の認識（問題を指摘した視点等^{※9}）を説明するとともに、事業者の見解を聴取し、検査報告書に記載する。

※9 事業者に期待する対応の提案等は、事業者自らの改善策の検討を阻害する可能性があるため、緊急を要すると考えられる場合、必要な対応が明白である場合に限る等、慎重に実施する必要がある。

3.3 検査報告書の作成

四半期の実施した基本検査について報告書を作成する。報告書には、当該四半期に実施した検査内容、検査指摘事項等を記載する。検査指摘事項は、その事案における問題が明確になるように事実を客観的に記載する。追加検査及び特別検査の検査報告書は、それぞれ個別に作成する。

報告書の案は事業者に開示し、当該事業者が事実誤認等に関する意見等の陳述を希望する場合には、公開の場（核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を含む場合には非公開の場）又は書面にて意見等を聴取する。

4 法定確認行為等と原子力規制検査の関係

核燃料物質等に関する事業所外廃棄の確認等の法定確認行為等を実施するに当たっては、事業者の一連の安全活動を記録等により確認することが必要となるが、原子力規制検査により関連する事業者の安全活動を適時確認することにより、当該記録等の適切性を確認することが可能であるため、法定確認行為等に係る事業者からの申請等があった場合には、申請等以前の関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査の結果を確認するとともに、申請等後の原子力規制検査による確認結果も含め、事業者の一連の安全活動を記録等により確認する。

4.1 申請等の受理

法定確認行為等の種別に応じて表8-1及び表8-2に示す各規則条文に対応した原子力規制委員会宛での申請書等について、法定確認行為等を受けようとする事業者から提出された場合には、申請書等の記載事項が当該規則条文に対応していることを確認する。また、令別表第1で規定されている手数料の納付を納入告知書の交付により求めた上で、必要な手数料が納付されていることを確認するものとする。

受理した申請については、確認対象となる事項を特定し、関連する事業者の安全活動に対する原子力規制検査による検査項目（以下単に「検査項目」という。）を設定する。

4.2 原子力規制検査の結果の確認等

設定した検査項目について、申請以前の関連する事業者の安全活動の実施状況に係る原子力規制検査の結果を確認した上で、申請後の事業者の安全活動に対して確認すべき事項を特定し、原子力規制検査等を実施する。

法定確認行為等に必要の確認を実施し、設定した検査項目について検査指摘事項がないこと、又は検査指摘事項があった場合には内容が当該申請に係る確認対象となる事項に影響を及ぼさないことを確認した場合には、確認証の交付を行う。

図1-1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉）

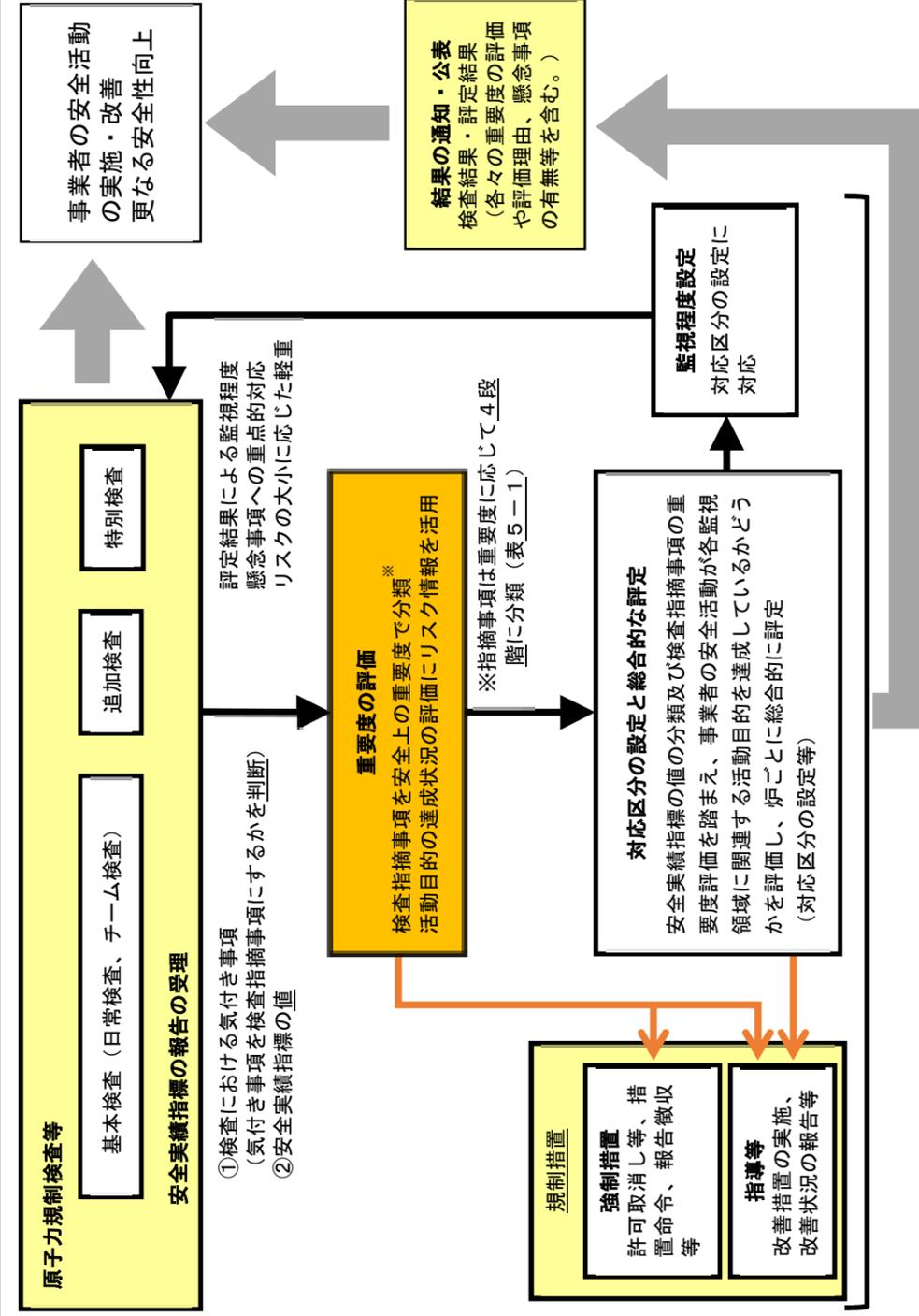


図1-1 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（実用発電用原子炉）

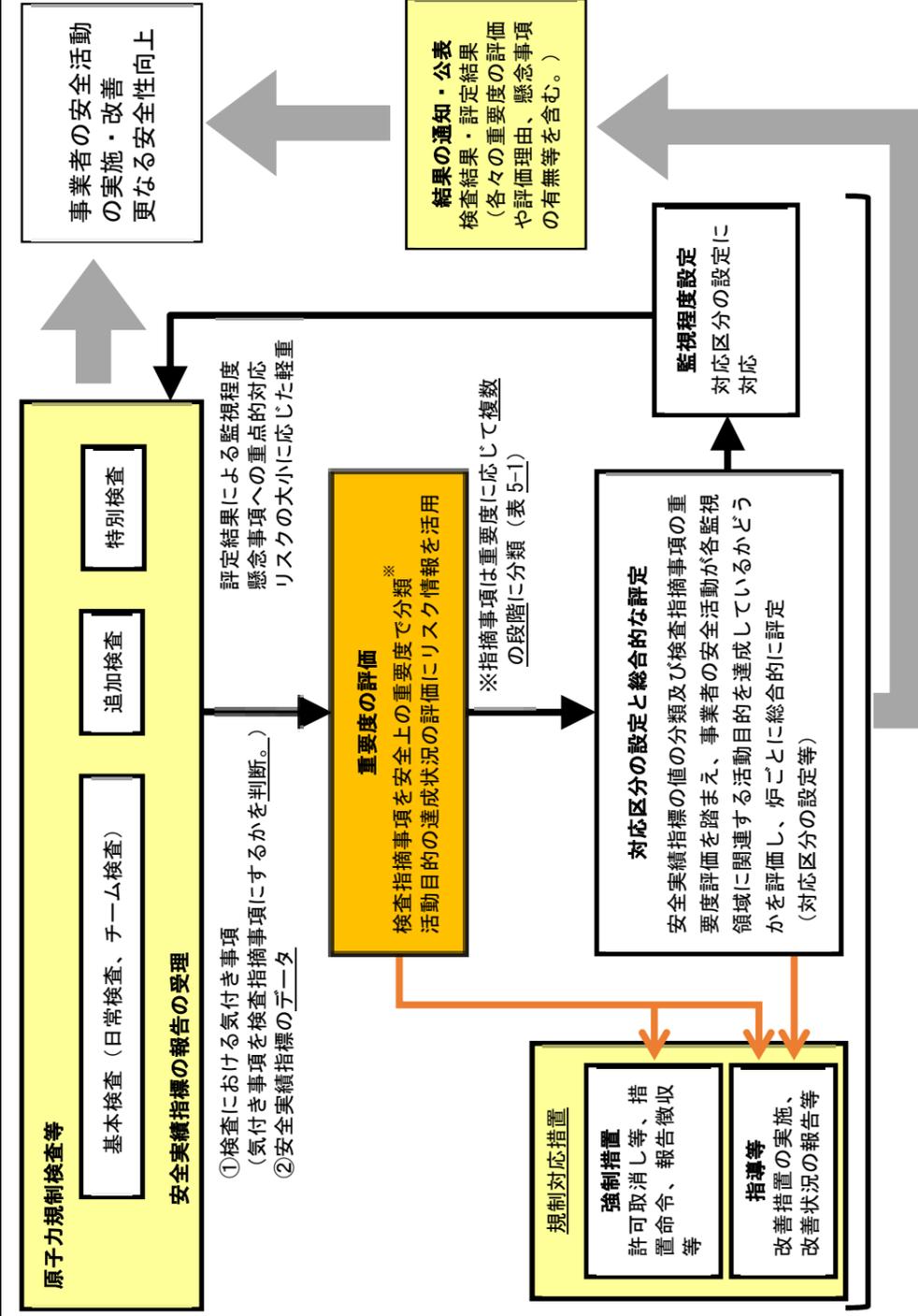


図1-2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（核燃料施設等）

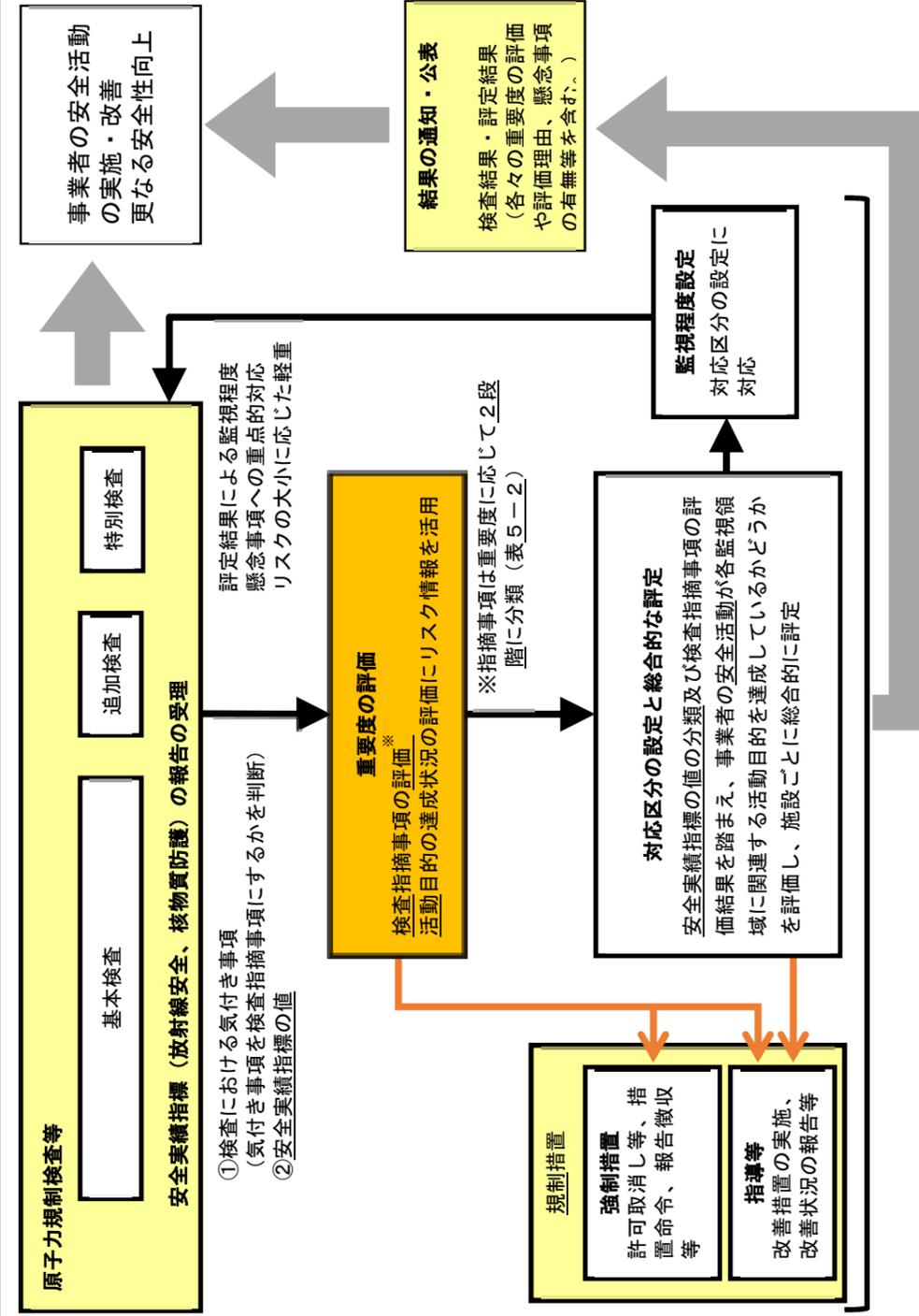


図1-2 原子力規制検査に基づく監督のプロセスと構成要素（核燃料施設等）

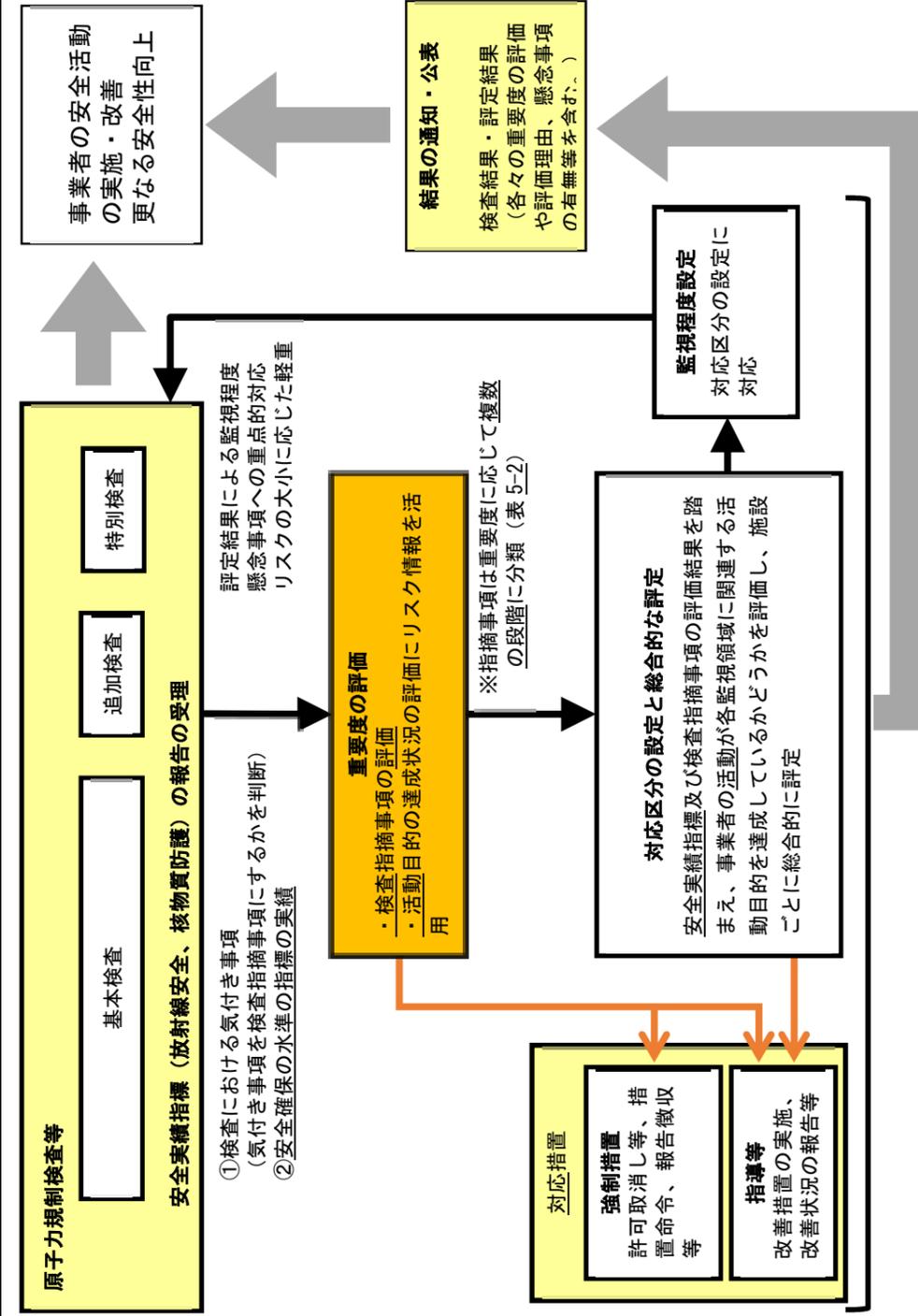


表1-1 原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号

廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査(使用前検査)についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における)廃止措置が終了したときの原子力規制
-------------	---------------------------------	------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------------

表1-1 原子力規制委員会の確認に関する事業等ごとの法令条文番号

廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査(使用前検査)についての原子力規制委員会の確認	定期事業者検査の判定に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における)廃止措置が終了したときの原子力規制
-------------	---------------------------------	------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------------

						委員会の確認
製錬の事業	(略)	(略)	(略)	(略)	法第12条の6第8項	法第12条の7第9項
加工の事業	(略)	法第16条の3第3項	(略)	(略)	法第22条の8第3項	法第22条の9第5項
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)	法第28条第3項	(略)	(略)	法第43条の3の2第3項	法第43条の3の3第4項
発電用原子炉の設置、運転等	(略)	法第43条の3の11第3項	実用炉則第55条第1項の表の上欄	(略)	法第43条の3の34第3項	法第43条の3の35第4項
貯蔵の事業	(略)	法第43条の9第3項	(略)	(略)	法第43条の27第3項	法第43条の28第4項
再処理の事業	(略)	法第46条第3項	(略)	(略)	法第50条の5第3項	法第51条第4項
廃棄の事業	法第51条の6第1項及び第2項	法第51条の8第3項	(略)	法第51条の24の2第2項	法第51条の25第3項	法第51条の26第4項
核燃料物質の使用等	(略)	法第55条の2第3項	(略)	(略)	法第57条の5第3項	法第57条の6第4項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

実用炉則：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

表1-2 原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等に共通する法律条文番号

廃棄に関する確認	(略)
運搬に関する確認等	(略)
放射能濃度についての確認	法第61条の2

表2 事業等ごとの検査対象事項の条文

	第61条の2の2第1項第1号		同項第2号	同項第3号					同項第4号			
	使用前事業者検査*	定期事業者検査		技術上の基準	保安規定	核物質防護規定	廃止措置計画	許可取消しによる廃止措置	閉鎖措置計画	放射能濃度の測定及び評価の方法	防護措置	保安措置
製錬事業者	(略)	(略)	(略)	第12条第1項	第12条の2第1項	第12条の6第2項	第12条の7第2項	(略)	第61条の2第2項	第11条の2第1項	(略)	第58条第1項・第59条第1項
加工事業者	第16条の3第2項	第16条の5第2項	第16条の4	第22条第1項	第22条の6第1項	第22条の8第2項	第22条の9第2項	(略)	第21条の2第2項	第21条の2第1項	(略)	第58条第1項

						委員会の確認
製錬の事業	(略)	(略)	(略)	(略)	法第12条の6第8項	法第12条の7第9項
加工の事業	(略)	法第16条の3第3項	(略)	(略)	法第22条の8第3項	法第22条の9第5項
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)	法第28条第3項	(略)	(略)	法第43条の3の2第3項	法第43条の3の3第4項
発電用原子炉の設置、運転等	(略)	法第43条の3の11第3項	実用炉則第55条第1項の表の上欄	(略)	法第43条の3の34第3項	法第43条の3の35第4項
貯蔵の事業	(略)	法第43条の9第3項	(略)	(略)	法第43条の27第3項	法第43条の28第4項
再処理の事業	(略)	法第46条第3項	(略)	(略)	法第50条の5第3項	法第51条第4項
廃棄の事業	法第51条の6第1項及び第2項	法第51条の8第3項	(略)	法第51条の24の2第2項	法第51条の25第3項	法第51条の26第4項
核燃料物質の使用等	(略)	法第55条の2第3項	(略)	(略)	法第57条の5第3項	法第57条の6第4項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

実用炉則：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

表1-2 原子力規制委員会の確認に関する原子力事業者等に共通する法律条文番号

廃棄に関する確認	(略)
運搬に関する確認等	(略)
放射能濃度についての確認	法第61条の2

表2 事業等ごとの検査対象事項の条文

	第61条の2の2第1項第1号		同項第2号	同項第3号					同項第4号			
	使用前事業者検査*	定期事業者検査		技術上の基準	保安規定	核物質防護規定	廃止措置計画	許可取消しによる廃止措置	閉鎖措置計画	放射能濃度の測定及び評価の方法	防護措置	保安措置
製錬事業者	(略)	(略)	(略)	第12条第1項	第12条の2第1項	第12条の6第2項	第12条の7第2項	(略)	第61条の2第2項	第11条の2第1項	(略)	第58条第1項・第59条第1項
加工事業者	第16条の3第2項	第16条の5第2項	第16条の4	第22条第1項	第22条の6第1項	第22条の8第2項	第22条の9第2項	(略)	第21条の2第2項	第21条の2第1項	(略)	第58条第1項

試験用原子炉設置者	第28条第2項	第29条第2項	第28条の2	第37条第1項	第43条の2第1項	第43条の3の2第2項	第43条の3の3第2項	(略)		第35条第2項	第35条第1項	
外国原子力船航海者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		第35条第2項	第35条第1項	
発電用原子炉設置者	第43条の3の11第2項	第43条の3の16第2項	第43条の3の14	第43条の3の24第1項	第43条の3の27第1項	第43条の3の34第2項	第43条の3の35第2項	(略)		第43条の3の22第2項	第43条の3の22第1項	
使用済燃料貯蔵事業者	第43条の9第2項	第43条の11第2項	第43条の10	第43条の20第1項	第43条の25第1項	第43条の27第2項	第43条の28第2項	(略)		第43条の18第2項	第43条の18第1項	
再処理事業者	第46条第2項	第46条の2の2第2項	第46条の2	第50条第1項	第50条の3第1項	第50条の5第2項	第51条第2項	(略)		第48条第2項	第48条第1項	
廃業者	第51条の8第2項	第51条の10第2項	第51条の9	第51条の18第1項	第51条の23第1項	第51条の25第2項	第51条の26第2項	第51条の24の2第1項		第51条の16第4項	第51条の16第1～3項	
使用者	第55条の2第2項	(略)	(略)	第57条第1項	第57条の2第1項	第57条の5第2項	第57条の7第2項	(略)		第56条の3第2項	第56条の3第1項	
核物質使用者	(略)	(略)	第57条の7第4項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※使用者は使用前検査

表3 監視領域の分類

	大分類	原子力施設安全	放射線安全	核物質防護
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

*使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の原子力施設安全の小分類は、閉じ込めの維持のみ。

試験用原子炉設置者	第28条第2項	第29条第2項	第28条の2	第37条第1項	第43条の2第1項	第43条の3の2第2項	第43条の3の3第2項	(略)		第35条第2項	第35条第1項	
外国原子力船航海者	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		第35条第2項	第35条第1項	
発電用原子炉設置者	第43条の3の11第2項	第43条の3の16第2項	第43条の3の14	第43条の3の24第1項	第43条の3の27第1項	第43条の3の34第2項	第43条の3の35第2項	(略)		第43条の3の22第2項	第43条の3の22第1項	
使用済燃料貯蔵事業者	第43条の9第2項	第43条の11第2項	第43条の10	第43条の20第1項	第43条の25第1項	第43条の27第2項	第43条の28第2項	(略)		第43条の18第2項	第43条の18第1項	
再処理事業者	第46条第2項	第46条の2の2第2項	第46条の2	第50条第1項	第50条の3第1項	第50条の5第2項	第51条第2項	(略)		第48条第2項	第48条第1項	
廃業者	第51条の8第2項	第51条の10第2項	第51条の9	第51条の18第1項	第51条の23第1項	第51条の25第2項	第51条の26第2項	第51条の24の2第1項		第51条の16第4項	第51条の16第1～3項	
使用者	第55条の2第2項	(略)	(略)	第57条第1項	第57条の2第1項	第57条の5第2項	第57条の7第2項	(略)		第56条の3第2項	第56条の3第1項	
核物質使用者	(略)	(略)	第57条の7第4項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※使用者は使用前検査

表3 監視領域の分類

	大分類	原子力施設安全	放射線安全	核物質防護
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

*使用者（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の原子力施設安全の小分類は、閉じ込めの維持のみ。

表4 安全実績指標

監視領域	安全実績指標		時期	規則*
原子力施設安全	発生防止	①～③ (略)		第5条第1号 (実用発電用原子炉施設にのみ適用)
	影響緩和	④ (略)		
		BWR	(略)	
		PWR	(略)	
	閉じ込めの維持	⑤ (略)		
重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑥～⑦ (略)		・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去4四半期 (1年)	
放射線安全	公衆	⑧～⑩ (略)		第5条第2号
	従業員	⑪ (略)		
		⑫ (略)		
核物質防護	⑬事故故障等の報告基準の実効線量(5mSv)を超えた計画外の被ばく発生件数		・ 訓練サイクルごと ・ 評価期間は過去1年以内	
核物質防護	核物質防護	⑭ (略)		・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去4四半期 (1年)

規則：原子力規制検査等に関する規則

表5-1 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の値の分類 (実用発電用原子炉施設)

緑	(略)
白	(略)
黄	(略)
赤	(略)

表5-2 検査指摘事項及び安全実績指標の値の分類 (核燃料施設等)

表4 安全実績指標

監視領域	安全実績指標		時期	規則*
原子力施設安全	発生防止	①～③ (略)		第5条第1号 (実用発電用原子炉施設にのみ適用)
	影響緩和	④ (略)		
		BWR	(略)	
		PWR	(略)	
	閉じ込めの維持	⑤ (略)		
重大事故等対処及び大規模損壊対処	⑥～⑦ (略)		・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去4四半期 (1年)	
放射線安全	公衆	⑧～⑩ (略)		第5条第2号
	従業員	⑪ (略)		
		⑫ (略)		
核物質防護	⑬事故故障等の報告基準の実効線量(5mSv)を超えた計画外の被ばく発生件数		・ 訓練サイクルごと ・ 評価期間は過去1年以内	
核物質防護	核物質防護	⑭ (略)		・ 四半期ごと ・ 評価期間は過去4四半期 (1年)

規則：原子力規制検査等に関する規則

表5-1 検査指摘事項の重要度及び安全実績指標の活動実績に応じた分類 (実用発電用原子炉施設)

緑	(略)
白	(略)
黄	(略)
赤	(略)

表5-2 検査指摘事項及び安全実績指標の活動実績に応じた分類 (核燃料施設等)

指摘事項 (追加対応なし)	(略)
指摘事項 (追加対応あり)	(略)

表6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
評価基準	全ての安全実績指標が緑であって、かつ、検査指摘事項がない場合又は検査指摘事項がある場合においてその全ての評価が緑のとき	一つの監視領域（大分類）において白が1又は2生じている	一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1生じている（以下「監視領域（小分類）の劣化」という。）又は、一つの監視領域（大分類）において白が3生じている	監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている* 又は、 監視領域（小分類）の劣化が2以上生じている又は、 黄が2以上又は赤が1生じている	(略)	
検査対応	項目	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 追加検査はなし 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項1号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第2号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第3号に係る追加検査 	(略)
	視点等	(略)	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セ 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セ 	(略)

指摘事項 (追加対応なし)	(略)
指摘事項 (追加対応あり)	(略)

表6-1 対応区分（実用発電用原子炉施設）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
評価基準	全ての安全実績指標が緑及び検査指摘事項がある場合にその全ての評価が緑	監視領域（大分類）において白が1又は2	一つの監視領域（小分類）において白が3以上又は黄が1又は監視領域（大分類）において白が3	監視領域（小分類）の劣化が繰り返し又は、 監視領域（小分類）の劣化が複数又は、 黄が複数又は、 赤が1	(略)	
検査対応	項目	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 追加検査はなし 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項1号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第2号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第3号に係る追加検査 	(略)
	視点等	(略)	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価及び安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セ 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者により実施された安全文化及び核セ 	(略)

				素の劣化兆候の特定	キュリティ文化の評価を含む。)の特定	
--	--	--	--	-----------	--------------------	--

規則：原子力規制検査等に関する規則

※「監視領域（小分類）の劣化が繰り返し生じている」とは、5四半期を超えて監視領域（小分類）の劣化が生じている状態で、更にいずれかの監視領域（小分類）において白が生じた場合をいう。

表6-2 対応区分（核燃料施設等）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
評価基準	指摘事項（追加対応なし）又は検査指摘事項がない場合	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
項目	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項1号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第2号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第3号に係る追加検査 	(略)
	視点等	(略)	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価並びに安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全

				の劣化兆候の特定	キュリティ文化の評価を含む。)の特定	
--	--	--	--	----------	--------------------	--

規則：原子力規制検査等に関する規則

(新設)

表6-2 対応区分（核燃料施設等）

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
(新設)	指摘事項（追加対応なし）	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
項目	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項1号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第2号に係る追加検査 	<ul style="list-style-type: none"> 規則第3条第1項に係る基本検査 規則第3条第2項第3号に係る追加検査 	(略)
	視点等	(略)	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候の特定 	<ul style="list-style-type: none"> パフォーマンスの劣化が認められた事業者の安全活動と、関連する検査項目を選定 QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価及び安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全 	<ul style="list-style-type: none"> 全体的な事業者の安全活動と、QMS要素の中から追加検査項目を選定 根本原因分析の結果の評価、及び、安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候(第三者により実施された安全

					文化及び核 セキュリティ文化の評 価を含む。） の特定	
--	--	--	--	--	--------------------------------------	--

規則：原子力規制検査等に関する規則

※ 指摘事項（追加対応あり）については、重要度評価・規制措置の検討会議において、施設状態の評価及び追加検査の程度を決定する。

なお、本検討会議の運用については、別途ガイドを定める。

表7 規制措置に関する主な法条文

	許可又は 指定の取 消し等	施設の使 用の停止 等の措置 の命令	是正措置 等の命令	保安規定 の変更の 命令	核燃料取 扱主任者、 原子炉主 任技術者 等の解任 の命令	核物質防 護規定の 変更の命 令	核物質防 護管理者 の解任の 命令
製錬の事業	(略)	(略)	法第11条の2第2項	法第12条第3項	(略)	法第12条の2第3項	法第12条の5
加工の事業	(略)	法第21条の3第1項	法第21条の3第2項	法第22条第3項	法第22条の5	法第22条の6第2項(製錬の準用)	法第22条の7第2項(製錬の準用)
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)	法第36条第1項 法第36条の2第3項	法第36条第2項	法第37条第3項	(略)	法第43条の2第2項(製錬の準用)	法第43条の2の2第2項(製錬の準用)
発電用原子炉の設置、運転等	法第43条の3の20	法第43条の3の23第1項	法第43条の3の23第2項	法第43条の3の24第3項	法第43条の3の26第2項(試験炉の準用)	法第43条の3の27第2項(製錬の準用)	法第43条の3の28第2項(製錬の準用)
貯蔵の事業	(略)	法第43条の19第1項	法第43条の19第2項	法第43条の20第3項	(略)	法第43条の25第2項(製錬の準用)	法第43条の26第2項(製錬の準用)
再処理の事業	法第46条の7	法第49条第1項	法第49条第2項	法第50条第3項	法第50条の2第2項(加工の準用)	法第50条の3第2項(製錬の準用)	法第50条の4第2項(製錬の準用)
廃棄の事業	(略)	法第51条の17第1項	法第51条の17第2項	法第51条の18第3項	(略)	法第51条の23第2項(製錬の準用)	法第51条の24第2項(製錬の準用)
核燃料物質の使用等	(略)	法第56条の4第1項	法第56条の4第2項	法第57条第3項	(略)	法第57条の2第2項(製錬の準用)	法第57条の3第2項(製錬の準用)

					文化及び核 セキュリティ文化の評 価を含む。） の特定	
--	--	--	--	--	--------------------------------------	--

規則：原子力規制検査等に関する規則

※ 指摘事項（追加対応あり）については、重要度評価・規制対応措置の検討会議において、施設状態の評価及び追加検査の程度を決定する。

なお、本検討会議の運用については、別途ガイドを定める。

表7 規制対応措置に関する主な法条文

	許可又は 指定の取 消し等	施設の使 用の停止 等の措置 の命令	是正措置 等の命令	保安規定 の変更の 命令	核燃料取 扱主任者、 原子炉主 任技術者 等の解任 の命令	核物質防 護規定の 変更の命 令	核物質防 護管理者 の解任の 命令
製錬の事業	(略)	(略)	法第11条の2第2項	法第12条第3項	(略)	法第12条の2第3項	法第12条の5
加工の事業	(略)	法第21条の3第1項	法第21条の3第2項	法第22条第3項	法第22条の5	法第22条の6第2項(製錬の準用)	法第22条の7第2項(製錬の準用)
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)	法第36条第1項 法第36条の2第3項	法第36条第2項	法第37条第3項	(略)	法第43条の2第2項(製錬の準用)	法第43条の2の2第2項(製錬の準用)
発電用原子炉の設置、運転等	法第43条の3の20	法第43条の3の23第1項	法第43条の3の23第2項	法第43条の3の24第3項	法第43条の3の26第2項(試験炉の準用)	法第43条の3の27第2項(製錬の準用)	法第43条の3の28第2項(製錬の準用)
貯蔵の事業	(略)	法第43条の19第1項	法第43条の19第2項	法第43条の20第3項	(略)	法第43条の25第2項(製錬の準用)	法第43条の26第2項(製錬の準用)
再処理の事業	法第46条の7	法第49条第1項	法第49条第2項	法第50条第3項	法第50条の2第2項(加工の準用)	法第50条の3第2項(製錬の準用)	法第50条の4第2項(製錬の準用)
廃棄の事業	(略)	法第51条の17第1項	法第51条の17第2項	法第51条の18第3項	(略)	法第51条の23第2項(製錬の準用)	法第51条の24第2項(製錬の準用)
核燃料物質の使用等	(略)	法第56条の4第1項	法第56条の4第2項	法第57条第3項	(略)	法第57条の2第2項(製錬の準用)	法第57条の3第2項(製錬の準用)

核原料物質の使用	(略)	法第57条の7第5項(是正の命令)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
----------	-----	-------------------	-----	-----	-----	-----	-----

表中のほか、法第58条第3項の原子力事業者等への廃棄の停止その他保安のために必要な措置の命令、法第59条第4項の原子力事業者等への運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令、法第60条第2項の受託貯蔵者への貯蔵の方法の是正その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令等がある。

表8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文

	規則名	廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査(使用前検査)についての原子力規制委員会の確認	定期事業の間の定期検査に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における)廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認
製錬の事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第7条の5の10～第7条の5の12	第7条の5の10～第7条の5の12
加工の事業	(略)	(略)	第3条の5・第3条の7	(略)	(略)	第9条の9～第9条の10の2	第9条の9～第9条の10の2
試験研究等原子炉の設置、運転等	(略)	(略)	第3条の3～第3条の6	(略)	(略)	第16条の10～第16条の11の2	(略)
船舶に関する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等	(略)	(略)	第9条～第10条の2	(略)	(略)	(略)	(略)
発電用原子炉の設置、運転等	实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	(略)	(略)	(略)	(略)	第120条～第121条の2	第120条～第121条の2
	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	(略)	(略)	(略)	(略)	第115条～第116条の2	第115条～第116条の2
貯蔵の事業	(略)	(略)	第7条～第10条	(略)	(略)	第43条の7～第43	第43条の7～第43

核原料物質の使用	(略)	法第57条の7第5項(是正の命令)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
----------	-----	-------------------	-----	-----	-----	-----	-----

表中のほか、法第58条第3項の原子力事業者等への廃棄の停止その他保安のために必要な措置の命令、法第59条第4項の原子力事業者等への運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令、法第60条第2項の受託貯蔵者への貯蔵の方法の是正その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置の命令等がある。

表8-1 法定確認行為等の手続に係る事業等ごとの各規則条文

	規則名	廃棄物埋設に関する確認	使用前事業者検査(使用前検査)についての原子力規制委員会の確認	定期事業の間の定期検査に関する告示	坑道の閉鎖の工程ごとの原子力規制委員会が行う確認	廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認	(旧原子力事業者等における)廃止措置が終了したときの原子力規制委員会の確認
製錬の事業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第7条の5の10～第7条の5の12	第7条の5の10～第7条の5の12
加工の事業	(略)	(略)	第3条の5・第3条の7	(略)	(略)	第9条の9～第9条の10の2	第9条の9～第9条の10の2
試験研究等原子炉の設置、運転等	(略)	(略)	第3条の3～第3条の6	(略)	(略)	第16条の10～第16条の11の2	(略)
船舶に関する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等	(略)	(略)	第9条～第10条の2	(略)	(略)	(略)	(略)
発電用原子炉の設置、運転等	实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	(略)	(略)	(略)	(略)	第120条～第121条の2	第120条～第121条の2
	研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	(略)	(略)	(略)	(略)	第115条～第116条の2	第115条～第116条の2

						条の <u>8</u> の <u>2</u>	条の <u>8</u> の <u>2</u>	貯蔵の事業	(略)	(略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条	(略)	(略)	第 <u>43</u> 条の <u>7</u> ～第 <u>43</u> 条の <u>8</u> の <u>2</u>	第 <u>43</u> 条の <u>7</u> ～第 <u>43</u> 条の <u>8</u> の <u>2</u>
再処理の事業	(略)	(略)	第 <u>5</u> 条～第 <u>7</u> 条	(略)	(略)	第 <u>19</u> 条の <u>9</u> ～第 <u>19</u> 条の <u>10</u> の <u>2</u>	第 <u>19</u> 条の <u>9</u> ～第 <u>19</u> 条の <u>10</u> の <u>2</u>	再処理の事業	(略)	(略)	第 <u>5</u> 条～第 <u>7</u> 条	(略)	(略)	第 <u>19</u> 条の <u>9</u> ～第 <u>19</u> 条の <u>10</u> の <u>2</u>	第 <u>19</u> 条の <u>9</u> ～第 <u>19</u> 条の <u>10</u> の <u>2</u>
廃棄の事業	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 <u>5</u> 、 <u>6</u> 、 <u>11</u> 、 <u>13</u> 条	(略)	(略)	第 <u>76</u> 条～第 <u>76</u> 条の <u>2</u>	第 <u>83</u> 条～第 <u>84</u> 条の <u>2</u>	第 <u>83</u> 条～第 <u>84</u> 条の <u>2</u>	廃棄の事業	核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 <u>5</u> 、 <u>6</u> 、 <u>11</u> 、 <u>13</u> 条	(略)	(略)	第 <u>76</u> 条～第 <u>76</u> 条の <u>2</u>	第 <u>83</u> 条～第 <u>84</u> 条の <u>2</u>	第 <u>83</u> 条～第 <u>84</u> 条の <u>2</u>
	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 <u>4</u> 、 <u>5</u> 、 <u>7</u> 、 <u>9</u> 条	(略)	(略)	(略)	第 <u>22</u> 条の <u>11</u> ～第 <u>22</u> 条の <u>12</u> の <u>2</u>	第 <u>22</u> 条の <u>11</u> ～第 <u>22</u> 条の <u>12</u> の <u>2</u>		核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第 <u>4</u> 、 <u>5</u> 、 <u>7</u> 、 <u>9</u> 条	(略)	(略)	(略)	第 <u>22</u> 条の <u>11</u> ～第 <u>22</u> 条の <u>12</u> の <u>2</u>	第 <u>22</u> 条の <u>11</u> ～第 <u>22</u> 条の <u>12</u> の <u>2</u>
	核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	(略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条	(略)	(略)	第 <u>35</u> 条の <u>10</u> ～第 <u>35</u> 条の <u>11</u> の <u>2</u>	第 <u>35</u> 条の <u>10</u> ～第 <u>35</u> 条の <u>11</u> の <u>2</u>		核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則	(略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>10</u> 条	(略)	(略)	第 <u>35</u> 条の <u>10</u> ～第 <u>35</u> 条の <u>11</u> の <u>2</u>	第 <u>35</u> 条の <u>10</u> ～第 <u>35</u> 条の <u>11</u> の <u>2</u>
核燃料物質の使用等	(略)	(略)	第 <u>2</u> 条の <u>3</u> ・第 <u>2</u> 条の <u>4</u>	(略)	(略)	第 <u>6</u> 条の <u>6</u> ～第 <u>6</u> 条の <u>7</u> の <u>2</u>	第 <u>6</u> 条の <u>8</u>	核燃料物質の使用等	(略)	(略)	第 <u>2</u> 条の <u>3</u> ・第 <u>2</u> 条の <u>4</u>	(略)	(略)	第 <u>6</u> 条の <u>6</u> ～第 <u>6</u> 条の <u>7</u> の <u>2</u>	第 <u>6</u> 条の <u>8</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

廃棄に関する確認	(略)	第 3 条及び第 5 条
(略)	(略)	(略)
放射能濃度についての確認	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について確認等に関する規則	第 3 条及び第 4 条
	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則	第 3 条及び第 4 条

廃棄に関する確認	(略)	第 3 条及び第 5 条
(略)	(略)	(略)
放射能濃度についての確認	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度について確認等に関する規則	第 3 条及び第 4 条
	試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則	第 3 条及び第 4 条

改正 令和 年 月 日 原規規発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドの一部改正について

原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（原規規発第 1912257 号-7）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、 保安のための措置等に係る運用ガイド</p> <p>令和元年 <u>12</u>月 原子力規制委員会 (最終改正：令和 年 月 日)</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>I. 目的</p> <p>原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和<u>32</u>年法律第<u>166</u>号。以下「法」という。）に基づく、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、表1に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第<u>57</u>条の8の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。</p> <p>なお、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。</p> <p>II. 使用前事業者検査又は使用前検査</p> <p>1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施</p> <p>第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>また、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる構造物、系統、設備、機械又は器具（以下「機器等」という。）ごとに対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第3号に規定する方法</p> <p>第3号に規定する「その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法」（使用施設等にあつては、「その他使用施設等が法第<u>55</u>条</p>	<p>原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、 保安のための措置等に係る運用ガイド</p> <p>令和元年 <u>12</u>月 原子力規制委員会</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <p>I. 目的</p> <p>原子力規制委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和<u>32</u>年法律第<u>166</u>号。以下「法」という。）に基づく、保安のために必要な措置のうち原子力施設の施設管理並びに使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査の適正な実施のため、表1に示す原子力規制委員会規則各条項に基づく法第<u>57</u>条の8の原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等の運用について定めることを目的とする。</p> <p>なお、原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、使用前検査、保安のための措置等に係る要件の技術的内容は、このガイドに限定されるものではなく、規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規則に定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するものと判断するものである。</p> <p>II. 使用前事業者検査又は使用前検査</p> <p>1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施</p> <p>第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>また、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる構造物、系統、設備、機械又は器具（以下「機器等」という。）ごとに対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項第3号に規定する方法</p> <p>第3号に規定する「その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法」（使用施設等にあつては、「その他使用施設等が法第<u>55</u></p>

の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法)には、設工認における工事計画で定められた仕様(使用施設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準)、基本設計方針等に適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要である。

設工認のうち「基本設計方針」については、技術基準の要求を満たすための基本的な方針が定められており、機器等の仕様等のハード面だけでなく、品質マネジメントシステムとの関連、事業者活動や運用等のソフト面の方針も記載されている必要がある。「基本設計方針」に対する使用前事業者検査の適合性確認においては、機器等の仕様等に対する要求事項に加え、設計、工事、事業者検査等の保安活動に対する要求事項についても適合していることが確認されている必要がある。この際、技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査までの各プロセスにどのように反映されているのかを明確にしておく必要がある。

設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(以下「品質マネジメントシステム等」という。)については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。

2.・3. (略)

III. 定期事業者検査

1. 定期事業者検査の実施時期

(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査(第1項及び第2項)

原子力施設の運転等(原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。)の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査(Ⅲ. 2. (1) ①に記載の方法に相当)、その後の機能・性能検査等(Ⅲ. 2. (1) ②に記載の方法に相当)及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定(Ⅲ. 2. (2)に記載の方法に相当)については、実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に応じた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発段階発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。

第1項の「運転が開始された日」及び「使用が開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前確認証の交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書(Ⅲ. 4. (1)に記載した報告書をいう。以下同じ。)において記載された定期事業者検査の終了日とする。

また、第1項の「判定期間」は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、原子力規制委員会の告示で定められる。

なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉(号機)間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の設工認の対象に位置付けられている原子力施設に係る定期事業者検査において行うものとする。

核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業

条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法)には、設工認における工事計画で定められた仕様(使用施設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準)、基本設計方針等に適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要である。

設工認のうち「基本設計方針」については、技術基準の要求を満たすための基本的な方針が定められており、機器等の仕様等のハード面だけでなく、品質マネジメントシステムとの関連、事業者活動や運用等のソフト面の方針も記載されている必要がある。「基本設計方針」に対する使用前事業者検査の適合性確認においては、機器等の仕様等に対する要求事項に加え、設計、工事、事業者検査等の保安活動に対する要求事項についても適合していることが確認されている必要がある。この際、技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査までの各プロセスにどのように反映されているのかを明確にしておく必要がある。

設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」(以下「品質マネジメントシステム等」という。)については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。

2.・3. (略)

III. 定期事業者検査

1. 定期事業者検査の実施時期

(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査(第1項及び第2項)

原子力施設の運転等(原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。)の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査(Ⅲ. 2. (1) ①に記載の方法に相当)、その後の機能・性能検査等(Ⅲ. 2. (1) ②に記載の方法に相当)及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定(Ⅲ. 2. (2)に記載の方法に相当)については、実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に応じた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発段階発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。

第1項の「運転が開始された日」及び「使用が開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前確認証の交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書(Ⅲ. 4. (1)に記載した報告書をいう。以下同じ。)において記載された定期事業者検査の終了日とする。

また、第1項の「判定期間」は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、原子力規制委員会の告示で定められる。

なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉(号機)間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の設工認の対象に位置付けられている原子力施設に係る定期事業者検査において行うものとする。

者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。

(2) (略)

(3) 時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）

第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。

①・② (略)

③当該原子力施設において、法第62条の3の規定（発電用原子炉施設においては原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項の規定を含む。）に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象（以下「法令報告事象」という。）が発生している場合にあっては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。

④ (略)

第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までに行うこととし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。

2.・3. (略)

4. 定期事業者検査の報告

(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）

第3号の原子力施設の種類の種類については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。

「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。

第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。

定期事業者検査報告書は、第2項に定める日までに原子力規制委員会に提出する。提出後に、運転計画の変更届出を伴う検査時期の変更その他の検査時期の変更が生じた場合は、補正書を提出する必要がある。

(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）

①～③ (略)

核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。

(2) (略)

(3) 時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）

第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。

①・② (略)

③当該原子力施設において、法第62条の3の規定（発電用原子炉施設においては原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項の規定を含む。）に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象（以下「法令報告事象」という。）が発生している場合にあっては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。

④ (略)

第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までに行うこととし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。

2.・3. (略)

4. 定期事業者検査の報告

(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）

第3号の原子力施設の種類の種類については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。

「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。

第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。

(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）

①～③ (略)

④ 施設管理実施計画（第3号）

ア. (略)

イ. 点検計画（第3号ハのうち点検等に関する事項）

VI. 4. エ. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。

○記載すべき点検の範囲及び単位 (略)

○点検等の方法 (略)

○点検等の実施頻度 (略)

○点検等の時期 (略)

○点検計画の策定範囲 (略)

○計画期間中における点検等の実施状況等

各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。

その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。

なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することによい。

ウ.・エ. (略)

⑤・⑥ (略)

⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項）

定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、III. 2. (2)に記載の考慮すべき事項について整理して、III. 2. (1)又は(2)に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。

○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項

定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、III. 2. (2)に記載している点検等及

④ 施設管理実施計画（第3号）

ア. (略)

イ. 点検計画（第3号ハのうち点検等に関する事項）

VI. 4. エ. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。

○記載すべき点検の範囲及び単位 (略)

○点検等の方法 (略)

○点検等の実施頻度 (略)

○点検等の時期 (略)

○点検計画の策定範囲 (略)

○計画期間中における点検等の実施状況等

各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。

その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。

なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することによい。

ウ.・エ. (略)

⑤・⑥ (略)

⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項）

定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、III. 2. (2)に記載の考慮すべき事項について整理して、III. 2. (1)又は(2)に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。

○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項

定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、III. 2. (2)に記載している点

<p>び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対策が実施されていることを記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項 (略)</p> <p>○一定期間を変更する際の条件 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>5. 原子力施設の評価</p> <p>実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条(第56条において準用する場合を含む。)の規定に係る評価が必要な亀裂等を確認した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>本評価に係る活動については、VI. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理に含めて適切に計画して対応する必要がある。</p> <p>IV. (略)</p> <p>V. 放射線管理</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 線量等に関する措置</p> <p>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置を講じるとともに、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理する必要がある。</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施設管理方針(第1項第1号及び第2号)</p> <p>原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設計の方針などの設計要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づく措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設計上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り組</p>	<p>検等及び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対策が実施されていることを記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項 (略)</p> <p>○一定期間を変更する際の条件 (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>5. 原子力施設の評価</p> <p>実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条(第56条において準用する場合を含む。)の規定に係る評価が必要な亀裂等を確認した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>本評価に係る活動については、VI. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理に含めて適切に計画して対応する必要がある。</p> <p>IV. (略)</p> <p>V. 放射線管理</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 線量等に関する措置</p> <p>放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置を講じるとともに、国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(ALARA: as low as reasonably achievable)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理する必要がある。</p> <p>VI. 施設管理</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 施設管理方針(第1項第1号及び第2号)</p> <p>原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設計の方針などの設計要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づく措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設計上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り組</p>
---	--

むようこれらの間の関連性を整理する必要がある。

点検等においては経年劣化事象^{*1}による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて性能維持のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設計上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常影響緩和に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体系を構築することが重要であり、これらの視点と対処方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。

また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多いことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。

※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」(AESJ-SC-P005：2008) 附属書Aの規定により特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貫粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転経験等を踏まえたもの。

3. (略)

4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）

施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。

ア. ～ウ. (略)

エ. 点検等の計画及び実施（第4号ニ）

点検等（使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。

点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「使用前点検」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「使用中点検」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。

○点検等の範囲 (略)

○点検等の方法

使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。

むようこれらの間の関連性を整理する必要がある。

点検等においては経年劣化事象^{*1}による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて性能維持のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設計上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常影響緩和に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体系を構築することが重要であり、これらの視点と対処方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。

また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多いことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。

※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」(AESJ-SC-P005：2008) 附属書Aの規定により特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貫粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転経験等を踏まえたもの。

3. (略)

4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）

施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。

ア. ～ウ. (略)

エ. 点検等の計画及び実施（第4号ニ）

点検等（使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。

点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「使用前点検」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「使用中点検」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。

○点検等の範囲 (略)

○点検等の方法

使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。

使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするか^{※4}を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。

状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際に状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。

各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」（JEAC4209-2007）に記載されている設備診断技術^{※5}により異常の兆候を把握するなどの方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。

【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」及び関連指針類に関する技術評価書（平成20年12月）】

また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要がある、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮^(注) する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。

なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。

※4 （略）

※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針—回転機械振動診断技術」（JEAG4221-2007）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。

(注) (略)

○点検等の実施頻度 （略）

○点検等の時期 （略）

○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項 （略）

オ. ～ク. （略）

5.・6. （略）

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載

使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするか^{※4}を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。

状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際に状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。

各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」（JEAC4209-2007）に記載されている設備診断技術^{※5}により異常の兆候を把握するなどの方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。

【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」及び関連指針類に関する技術評価書（平成20年12月）】

また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要がある、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮^(注) する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。

なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。

※4 （略）

※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針—回転機械振動診断技術」（JEAG4221-2007）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。

(注) (略)

○点検等の実施頻度 （略）

○点検等の時期 （略）

○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項 （略）

オ. ～ク. （略）

5.・6. （略）

7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）

原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載

した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

使用者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例について参考を示す。

VII.・VIII. (略)

IX. 運搬、貯蔵及び廃棄

運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号）」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）」において事業所外での運搬、廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. (略)

表1 原子力事業者等における事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表（規則名は付表）

	加工	試験炉	船舶炉	研開炉	実用炉	貯蔵	再処理	第一種廃棄物埋設	第二種廃棄物埋設	廃棄物管理	核燃料使用	核原料使用
使用前事業者検査の実施	第3条の4の2	第3条の2の3	第8条の3	第14条の2	第14条の2	第6条の2	第4条の2	第17条の2	(略)	第6条の2	第2条の2（使用前検査）	(略)
使用前事業者検査の記録	第3条の4の3	第3条の2の4	第8条の4	第14条の3	第14条の3	第6条の3	第4条の3	第17条の3	(略)	第6条の3	第2条の3	(略)
使用前事	第3	第3	第8	第14	第14	第6	第4	第17	(略)	第6	(略)	(略)

した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。

使用者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例について参考を示す。

VII.・VIII. (略)

IX. 運搬、貯蔵及び廃棄

運搬や廃棄については、表1で記載している規則の条項では事業所内での活動を規定しているが、原子力事業者等に対しては、法第58条及び第59条の規定に基づき、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和53年総理府令第56号）」及び「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）」において事業所外での運搬、廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する措置を求めており、これらの規則の条項で定めている措置の実施と、その実施状況の確認を行う必要がある。そのうち、事業所外運搬における発送前確認としては、表6に示す事項が含まれている必要がある。

貯蔵又は運搬及び廃棄の過程における一時保管等においては、臨界防止、被ばく低減等の措置を確実にするとともに、紛失、散逸等のないように適切に管理する必要がある。

これらの活動についても、品質マネジメントシステムに基づき管理が必要であり、記録等の保管を含めて対応する必要がある。

また、放射性廃棄物の廃棄について、国際放射線防護委員会（ICRP）が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念（ALARA：as low as reasonably achievable）の精神にのっとり、排気、排水等を管理する必要がある。

X. (略)

表1 原子力事業者等における事業者検査及び保安のための措置に係る事業等ごとの規則名一覧表（規則名は付表）

	加工	試験炉	船舶炉	研開炉	実用炉	貯蔵	再処理	第一種廃棄物埋設	第二種廃棄物埋設	廃棄物管理	核燃料使用	核原料使用
使用前事業者検査の実施	第3条の4の2	第3条の2の3	第8条の3	第14条の2	第14条の2	第6条の2	第4条の2	第17条の2	(略)	第6条の2	第2条の2（使用前検査）	(略)
使用前事業者検査の記録	第3条の4の3	第3条の2の4	第8条の4	第14条の3	第14条の3	第6条の3	第4条の3	第17条の3	(略)	第6条の3	第2条の3	(略)
使用前事	第3	第3	第8	第14	第14	第6	第4	第17	(略)	第6	(略)	(略)

評価	2											
設計想定 事象等に 対する機 能の保全	第7 条の 4の 3	第10 条	第23 条	第78 条	第83 条	第32 条	第12 条	第58 条の2	第17 条の2	第30 条	第2 条の 11の 8	(略)
運転・操 作・使用	第7 条の 5	第11 条	第24 条	第82 条	第87 条	第33 条	第13 条	第59 条	(略)	第31 条	第2 条の 11の 9	第1、 2、10 号
工場又は 事業所で の運搬	第7 条の 6	第12 条	第25 条	第83 条	第88 条	第34 条	第14 条	第60 条	第18 条	第32 条	第2 条の 11の 10	第12 号
貯蔵	第7 条の 7	第13 条	第26 条	第84 条	第89 条	(略)	第15 条	(略)	(略)	(略)	第2 条の 11の 11	第13 号
工場又は 事業所で の廃棄	第7 条の 8	第14 条	第27 条	第85 条	第90 条	第35 条	第16 条	第61 条	第19 条	第33 条	第2 条の 11の 12	第11 号、第 11の 2
定期的な 評価（保 安活動）	(略)	第14 条の 2	(略)	(略)	(略)	第35 条の 2	(略)	第58 条	第19 条の2	第33 条の 2	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第71 条～第 77条 (坑道 閉鎖)	第4条 ～第6 条（埋 設施 設） 第7条 ～第8 条の2 (廃棄 体)	(略)	(略)	(略)

表1付表 (略)

表2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

	原子力規制委員会規則	(参考) 基準規則 の根拠法条文
加工施設	(略)	第16条の4

評価	2											
設計想定 事象等に 対する機 能の保全	第7 条の 4の 3	第10 条	第23 条	第78 条	第83 条	第32 条	第12 条	第58 条の2	第17 条の2	第30 条	第2 条の 11の 8	(略)
運転・操 作・使用	第7 条の 5	第11 条	第24 条	第82 条	第87 条	第33 条	第13 条	第59 条	(略)	第31 条	第2 条の 11の 9	第1、 2、10 号
工場又は 事業所で の運搬	第7 条の 6	第12 条	第25 条	第83 条	第88 条	第34 条	第14 条	第60 条	第18 条	第32 条	第2 条の 11の 10	第12 号
貯蔵	第7 条の 7	第13 条	第26 条	第84 条	第89 条	(略)	第15 条	(略)	(略)	(略)	第2 条の 11の 11	第13 号
工場又は 事業所で の廃棄	第7 条の 8	第14 条	第27 条	第85 条	第90 条	第35 条	第16 条	第61 条	第19 条	第33 条	第2 条の 11の 12	第11 号、第 11の 2
定期的な 評価（保 安活動）	(略)	第14 条の 2	(略)	(略)	(略)	第35 条の 2	(略)	第58 条	第19 条の2	第33 条の 2	(略)	(略)
その他	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第71 条～第 77条 (坑道 閉鎖)	第4条 ～第6 条（埋 設施 設） 第7条 ～第8 条の2 (廃棄 体)	(略)	(略)	(略)

表1付表 (略)

表2 原子力施設に係る技術基準の一覧表

	原子力規制委員会規則	(参考) 基準規則 の根拠法条文
加工施設	(略)	第16条の4

試験研究用等原子炉施設	(略)	第 28 条の 2
研究開発段階原子炉に係る発電用原子炉施設	(略)	第 43 条の 3 の 14
実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設	(略)	第 43 条の 3 の 14
使用済燃料貯蔵施設	(略)	第 43 条の 10
再処理施設	(略)	第 46 条の 2
特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設	(略)	第 51 条の 9
使用施設等	(略)	第 55 条の 2 第 2 項第 2 号

試験研究用等原子炉施設	(略)	第 28 条の 2
研究開発段階原子炉に係る発電用原子炉施設	(略)	第 43 条の 3 の 14
実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設	(略)	第 43 条の 3 の 14
使用済燃料貯蔵施設	(略)	第 43 条の 10
再処理施設	(略)	第 46 条の 2
特定第一種廃棄物埋設施設、特定廃棄物管理施設	(略)	第 51 条の 9
使用施設等	(略)	第 55 条の 2 第 2 項第 2 号

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視 ^{※1}	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視 ^{※1}
中性子照射脆化	原子炉圧力容器の脆化予測に基づいて、原子炉圧力容器の監視試験を行い、当該容器の中性子照射脆化の傾向を監視することが必要。 (技術基準 ^{※2} 第 14 条第 2 項及び第 22 条)	(略)	(略)
照射誘起型応力腐食割れ (IASCC)	IASCC については、PWR は約 $5 \times 10^{24} \text{n/m}^2$ ($>1 \text{MeV}$) のしきい値、PWR は約 $1 \times 10^{25} \text{n/m}^2$ ($>0.1 \text{MeV}$) のしきい値を超えないと発生する可能性は小さいと考えられているものの、照射量の累積量の累積傾向を監視することが必要。 (技術基準第 18 条、第 56 条等)	(略)	(略)
低サイクル疲労	重要な機器等及び構造物 (例えば、PWR では原子炉容器、蒸気発生器及び加圧器、BWR では原子炉圧力容器) について、低サイクル疲労に影響を与える運転過渡実績を監視することにより、高温水環境の影響を加味した疲れの累積傾向を監視することが必要。 (技術基準第 18 条、第 56 条等)	(略)	(略)
電気・計装設備の絶縁低下	— (技術基準第 14 条第 2 項等)	(略)	(略)
配管減肉	実機の減肉データの分析等による	(略)	(略)

表 3 経年劣化事象の時間経過に伴う特性変化に対応した傾向監視としての基本的要求事項

経年劣化事象	運転初期から継続的に実施する傾向監視 ^{※1}	10年ごとの評価の要否	30年以降に実施する傾向監視 ^{※1}
中性子照射脆化	原子炉圧力容器の脆化予測に基づいて、原子炉圧力容器の監視試験を行い、当該容器の中性子照射脆化の傾向を監視することが必要。 (技術基準 ^{※2} 第 14 条第 2 項及び第 22 条)	(略)	(略)
照射誘起型応力腐食割れ (IASCC)	IASCC については、PWR は約 $5 \times 10^{24} \text{n/m}^2$ ($>1 \text{MeV}$) のしきい値、PWR は約 $1 \times 10^{25} \text{n/m}^2$ ($>0.1 \text{MeV}$) のしきい値を超えないと発生する可能性は小さいと考えられているものの、照射量の累積量の累積傾向を監視することが必要。 (技術基準第 18 条、第 56 条等)	(略)	(略)
低サイクル疲労	重要な機器等及び構造物 (例えば、PWR では原子炉容器、蒸気発生器及び加圧器、BWR では原子炉圧力容器) について、低サイクル疲労に影響を与える運転過渡実績を監視することにより、高温水環境の影響を加味した疲れの累積傾向を監視することが必要。 (技術基準第 18 条、第 56 条等)	(略)	(略)
電気・計装設備の絶縁低下	— (技術基準第 14 条第 2 項等)	(略)	(略)
配管減肉	実機の減肉データの分析等による	(略)	(略)

		と、配管減肉は原子力施設の運転開始から徐々に進展することから、配管の肉厚測定結果等の減肉データに基づいて、配管の減肉傾向を監視することが必要。(技術基準第17条及び第55条)				と、配管減肉は原子力施設の運転開始から徐々に進展することから、配管の肉厚測定結果等の減肉データに基づいて、配管の減肉傾向を監視することが必要。(技術基準第17条及び第55条)		
熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	(略)	2層ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。	熱時効	— (技術基準第18条及び第56条等)	(略)	2層ステンレス鋼の熱時効による脆化は時間依存型の事象であることから、プラントの長期供用を念頭に置いて、予測に基づく脆化傾向を監視することが必要。	
コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下	アルカリ骨材反応については、コンクリート中の反応性骨材等を因子として反応が経年的に進行する可能性があることから、反応の進行傾向を監視することが必要。 (技術基準第5条、第17条第13号、第42条等)	(略)	(略)	コンクリートの強度低下及び遮蔽能力低下	アルカリ骨材反応については、コンクリート中の反応性骨材等を因子として反応が経年的に進行する可能性があることから、反応の進行傾向を監視することが必要。 (技術基準第5条、第17条第13号、第42条等)	(略)	(略)	
耐震安全性	(略)	(略)	(略)	耐震安全性	(略)	(略)	(略)	
その他事象の例 ^{※3}	アプレッション摩耗、凝着摩耗、腐食摩耗、疲労摩耗、キャビテーション、孔食、すき間腐食、選択腐食、微生物腐食、露点腐食、変形・デントイング剥離(盛金剥離及びライニング剥離)	定期的な分解点検時の目視検査等により経年劣化状況を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)	アプレッション摩耗、凝着摩耗、腐食摩耗、疲労摩耗、キャビテーション、孔食、すき間腐食、選択腐食、微生物腐食、露点腐食、変形・デントイング剥離(盛金剥離及びライニング剥離)	定期的な分解点検時の目視検査等により経年劣化状況を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)
全面腐食	定期的な点検及び分解点検時の目視検査等により腐食状況を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)	全面腐食	定期的な点検及び分解点検時の目視検査等により腐食状況を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)	
アンモニアアタック;(銅合金)	定期的な分解点検時の渦流探傷試験等による定量的な減肉傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)	アンモニアアタック;(銅合金)	定期的な分解点検時の渦流探傷試験等による定量的な減肉傾向を監視することが必要。 (技術基準第17条及び第55条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)	
高サイクル熱疲労	機器等及び配管の温度ゆらぎ並びに熱成層化の傾向を監視することが必要。 (技術基準第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)	高サイクル熱疲労	機器等及び配管の温度ゆらぎ並びに熱成層化の傾向を監視することが必要。 (技術基準第19条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)	

その他 事象の 例※ ³	フレッ ィング 疲労	定期的な分解点検時の渦流探傷試験等による減肉、亀裂の検出及び目視検査等により劣化状況等を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第 17 条、第 55 条、第 19 条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)
	クリー プ破 壊、ク リー プ脆 化、 ク リー プ 疲 労	非常用ディーゼル発電機等の限られた機器等の部位に想定されるが、分解点検時の目視検査等により、亀裂及び変形の有無の確認とともに、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。(技術基準第 48 条第 1 項等)	(略)	(略)

- ※1 (略)
 ※2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成 25 年原子力規制委員会第 6 号。この表において同じ。)
 ※3 (略)

表 4-1 (略)

表 4-2 検査(溶接に係る使用前事業者検査)の方法の例
 実用炉施設の検査の方法の例を示す。

使用 前 事 業 者 検 査	検査の方法			検査方法
	検査項目			
	溶接施工法に 関 する 検 査	溶接士の技能に 関 する 検 査	溶接施工した構 造 物 に 対 する 検 査	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注 1) 補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備に係る溶接に係る使用前事業者検査の工程、方法及び該当規定: 補助ボイラーにあつては、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」(平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商局第 71 号)別表 2 に規定するボイラー等及び補助ボイラーの附属設備にあつては、同表に規定する熱交換器等に準ずること。

(注 2) (略)

(注 3) (略)

※: 溶接に係る使用前事業者検査においては、原則、あらかじめ確認すべき事項と溶接施工した構造物に対する検査に区分し、設計及び工事の計画及び技術基準に基づき以下の事項及び工程ごとの検査を実施する必要がある。

(1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接に係る使用前事業者検査

① (略)

②①イに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第 2 部に規定する溶接施工法認証標準並びに技術基準第 17 条第 15 号、第 31 条及び第 48 条第 1 項において準用する技術基準第 17 条第 15 号及び第 55 条第 7 号の解釈への適合性を確認すること。

③①ロに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第 3 部に規定する溶接士技能認

その他 事象の 例※ ³	フレッ ィング 疲労	定期的な分解点検時の渦流探傷試験等による減肉、亀裂の検出及び目視検査等により劣化状況等を確認し、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。 (技術基準第 17 条、第 55 条、第 19 条又は各設備の機能要求に係る技術基準各条)	(略)	(略)
	クリー プ破 壊、ク リー プ脆 化、 ク リー プ 疲 労	非常用ディーゼル発電機等の限られた機器等の部位に想定されるが、分解点検時の目視検査等により、亀裂及び変形の有無の確認とともに、スケッチ等の記録に基づき傾向を監視することが必要。(技術基準第 48 条第 1 項等)	(略)	(略)

- ※1 (略)
 ※2 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成 25 年原子力規制委員会第 6 号。この表において同じ。)
 ※3 (略)

表 4-1 (略)

表 4-2 検査(溶接に係る使用前事業者検査)の方法の例
 実用炉施設の検査の方法の例を示す。

使用 前 事 業 者 検 査	検査の方法			検査方法
	検査項目			
	溶接施工法に 関 する 検 査	溶接士の技能に 関 する 検 査	溶接施工した構 造 物 に 対 する 検 査	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注 1) 補助ボイラー及び補助ボイラーの附属設備に係る溶接に係る使用前事業者検査の工程、方法及び該当規定: 補助ボイラーにあつては、「電気事業法施行規則に基づく溶接事業者検査(火力設備)の解釈」(平成 24 年 9 月 19 日付け 20120919 商局第 71 号)別表 2 に規定するボイラー等及び補助ボイラーの附属設備にあつては、同表に規定する熱交換器等に準ずること。

(注 2) (略)

(注 3) (略)

※: 溶接に係る使用前事業者検査においては、原則、あらかじめ確認すべき事項と溶接施工した構造物に対する検査に区分し、設計及び工事の計画及び技術基準に基づき以下の事項及び工程ごとの検査を実施する必要がある

(1) あらかじめ確認すべき事項に対する溶接に係る使用前事業者検査

① (略)

②①イに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第 2 部に規定する溶接施工法認証標準並びに技術基準第 17 条第 15 号、第 31 条及び第 48 条第 1 項において準用する技術基準第 17 条第 15 号及び第 55 条第 7 号の解釈への適合性を確認すること。

③①ロに掲げる事項については、客観性を有する方法により溶接規格第 3 部に規定する溶接士技能認

証標準及び技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。

(2) (略)

表4-3 (略)

表5 経年劣化に係る技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
加工の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き(内規)」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)
研究開発段階原子炉の設置、運転等	(略)
実用発電用原子炉の設置、運転等	「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
貯蔵の事業	(略)
再処理の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き(内規)」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))
第一種廃棄物埋設の事業	(略)
第二種廃棄物埋設の事業	(略)
廃棄物管理の事業	(略)
核燃料物質の使用等	(略)
核原料物質の使用	(略)

表6 発送前確認の方法の例

検査項目	検査対象	検査方法
外観検査	BM、BU AF、IF	(略)
気密漏えい検査	BM、BU	(略)
圧力測定検査	BM、BU	(略)

証標準及び技術基準第17条第15号及び第55条第7号の解釈への適合性を確認すること。

(2) (略)

表4-3 (略)

表5 経年劣化に係る技術的な評価等に関する文書

事業等	文書名
加工の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き(内規)」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))
試験研究用等原子炉の設置、運転等	(略)
研究開発段階原子炉の設置、運転等	(略)
実用発電用原子炉の設置、運転等	「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))
貯蔵の事業	(略)
再処理の事業	「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き(内規)」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))
第一種廃棄物埋設の事業	(略)
第二種廃棄物埋設の事業	(略)
廃棄物管理の事業	(略)
核燃料物質の使用等	(略)
核原料物質の使用	(略)

表6 発送前確認の方法の例

検査項目	検査対象	検査方法
外観検査	BM、BU AF、IF	(略)
気密漏えい検査	BM、BU	(略)
圧力測定検査	BM、BU	(略)

線量当量率検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	輸送物の表面及び表面から <u>1m</u> の距離におけるガンマ線量当量率及び中性子線量当量率をサーベイメータ等で測定する。
未臨界検査*	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)
温度測定検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u>	(略)
吊上検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)
重量検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)
収納物検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)
表面密度検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)

注：BM：BM型輸送物（BM型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器
BU：BU型輸送物（BU型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器
AF：A型核分裂性輸送物に係る輸送容器
IF：IP型核分裂性輸送物に係る輸送容器
*：未臨界検査は、核分裂性輸送物のみを対象とする。
六ふっ化ウラン輸送物に係る容器についてはAF及びIFの検査項目に準ずる。

別記 1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

①第 1 号に規定する方法

○技術基準第14条第 2 項及び第19条（配管内円柱状構造物の流力振動）

技術基準第14条第 2 項及び第19条への適合性を確認するために行う検査のうち、「一次冷却材若しくは二次冷却材の循環又は沸騰等で生ずる流体振動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」(JSME S012) に規定する手法で評価し、損傷の可能性が否定できない部位について、損傷防止措置が完了するまでの間は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))の別紙1に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1)」(2005年改訂版)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書(平成17年12月)】

○技術基準第17条及び第55条（配管肉厚管理）

技術基準第17条及び第55条への適合性を確認するために行う検査のうち、実用炉規則第56条第 1 項に掲げる配管の「各部の摩耗の発生状況を確認するために十分な方法」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NG1-2006)又は「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NH1-2006)に規定する方法に、別記 2 の留意事項を付したものであること。

線量当量率検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	輸送物の表面及び表面から <u>1m</u> の距離におけるガンマ線量当量率及び中性子線量当量率をサーベイメータ等で測定する。
未臨界検査*	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)
温度測定検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u>	(略)
吊上検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)
重量検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)
収納物検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)
表面密度検査	<u>BM</u> 、 <u>BU</u> <u>AF</u> 、 <u>IF</u>	(略)

注：BM：BM型輸送物（BM型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器
BU：BU型輸送物（BU型核分裂性輸送物を含む。）に係る輸送容器
AF：A型核分裂性輸送物に係る輸送容器
IF：IP型核分裂性輸送物に係る輸送容器
*：未臨界検査は、核分裂性輸送物のみを対象とする。
六ふっ化ウラン輸送物に係る容器についてはAF及びIFの検査項目に準ずる。

別記 1

実用炉施設の技術基準条文ごとの検査の方法に係る特記事項

①第 1 号に規定する方法

○技術基準第 1 4 条第 2 項及び第 1 9 条（配管内円柱状構造物の流力振動）

技術基準第 1 4 条第 2 項及び第 1 9 条への適合性を確認するために行う検査のうち、「一次冷却材若しくは二次冷却材の循環又は沸騰等で生ずる流体振動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管内円柱状構造物の流力振動評価指針」(JSME S 0 1 2) に規定する手法で評価し、損傷の可能性が否定できない部位について、損傷防止措置が完了するまでの間は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))の別紙1に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (JSME S NC1)」(2005年改訂版)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書(平成17年12月)】

○技術基準第 1 7 条及び第 5 5 条（配管肉厚管理）

技術基準第 1 7 条及び第 5 5 条への適合性を確認するために行う検査のうち、実用炉規則第 5 6 条第 1 項に掲げる配管の「各部の摩耗の発生状況を確認するために十分な方法」とは、日本機械学会「発電用原子力設備規格加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NG 1 - 2 0 0 6)又は「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(JSME S NH 1 - 2 0 0 6)に規定する方法に、別記 2 の留意事項を付したものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(2006年版)「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(2006年版)の技術評価書(平成19年6月)】

○技術基準第18条及び第56条(亀裂等)

技術基準第18条及び第56条への適合性を確認するために行う検査については、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」に規定する方法であること。

○技術基準第19条(配管の高サイクル熱疲労)

技術基準第19条への適合性を確認するために行う検査のうち、「温度差のある流体の混合等で生ずる温度変動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S017)に規定する手法で評価し、損傷の発生が否定できない部位について、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」の別紙1に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1)」(2005年改訂版)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書(平成17年12月)】

○技術基準第31条(蒸気タービン)

蒸気タービンについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(20170323商局第3号(平成29年3月31日経済産業省制定))を参考とするとともに、原子炉施設の運転中に行う定期事業者検査時に開放検査を行わない車室においては、可能な範囲(低圧最終段翼含む。)での目視及び外観点検を行う必要がある。

○技術基準第48条第1項(補助ボイラー)

補助ボイラーについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(平成23・01・82原院第3号(平成23年4月4日原子力安全・保安院制定))を参考とするとともに、点検頻度としては、別記3を踏まえて計画を立てる必要がある。

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)の「第35条(安全保護装置)」の「4」に記載されている「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」の要求事項に準じた文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第38条第5項(制御室居住性)

技術基準第38条第5項における「原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域(以下「原子炉制御室等」という。)における遮蔽その他の適切な放射線防護に関する当面の措置を確認するための十分な方法」とは、事故・異常時においても従事者が

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(2006年版)「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」(2006年版)の技術評価書(平成19年6月)】

○技術基準第18条及び第56条(亀裂等)

技術基準第18条及び第56条への適合性を確認するために行う検査については、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」に規定する方法であること。

○技術基準第19条(配管の高サイクル熱疲労)

技術基準第19条への適合性を確認するために行う検査のうち、「温度差のある流体の混合等で生ずる温度変動によって損傷を受けないように施設するための確認の十分な方法」とは、日本機械学会「配管の高サイクル熱疲労に関する評価指針」(JSME S017)に規定する手法で評価し、損傷の発生が否定できない部位について、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」の別紙1に規定されている方法を参考に、亀裂の有無を確認するものであること。

【日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1)」(2005年改訂版)並びに流力振動及び高サイクル熱疲労に関する評価指針の技術評価書(平成17年12月)】

○技術基準第31条(蒸気タービン)

蒸気タービンについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(20170323商局第3号(平成29年3月31日経済産業省制定))を参考とするとともに、原子炉施設の運転中に行う定期事業者検査時に開放検査を行わない車室においては、可能な範囲(低圧最終段翼含む。)での目視及び外観点検を行う必要がある。

○技術基準第48条第1項(補助ボイラー)

補助ボイラーについての構造健全性等を確認するために行う検査としては、「電気事業法施行規則第94条の3第1項第1号及び第2号に定める定期事業者検査の方法の解釈」(平成23・01・82原院第3号(平成23年4月4日原子力安全・保安院制定))を参考とするとともに、点検頻度としては、別記3を踏まえて計画を立てる必要がある。

②第2号に規定する方法

○技術基準第35条(デジタル安全保護系)

技術基準第35条への適合性を確認するために行う検査のうち、デジタル安全保護系に関しては、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成25年6月19日原規技発第1306194号)の「第35条(安全保護装置)」の「4」に記載されている「日本電気協会「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」(JEAC4620-2008)」の要求事項に準じた文書体系を整備し、維持し、ソフトウェア構成管理が適切になされていることの確認を行うこと。

○技術基準第38条第5項(制御室居住性)

技術基準第38条第5項における「原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域(以下「原子炉制御室等」という。)における遮蔽その他の適切な放射線防護に関する当面の措置を確認するための十分な方法」とは、事故・異常時においても従事者

立ち入り、一定期間滞在できるように、技術基準解釈の「第38条第5項（制御室居住性）」の「12」に記載されている「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院制定））による要求事項に従って、原子炉制御室等における従事者の被ばく評価を行い、チャコールフィルターを通らない空気の制御室への流入量の確認を行うこと。

別記2

発電用原子炉施設における配管肉厚管理に対する留意事項

1. 配管外面からの減肉事象の考慮について

日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（JSME S NG1-2006）及び「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（JSME S NH1-2006）に規定される配管減肉管理の対象は、配管内の流体による配管内面減肉の事象に限定したものであるため、使用環境等の影響により配管外面からの減肉が想定される部位については、外面からの減肉事象も適切に考慮すること。

2. 配管分岐合流部の穴の周囲の肉厚管理について

配管分岐合流部の穴の周囲では、穴による板厚の欠損分を補う必要があることから、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME S NC1-2005/2007）又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME S NC1-2012）の規定を準用し、必要な穴の補強面積が確保されるように管理すること。

3. (略)

別記3

補助ボイラーの点検頻度設定における留意事項

1. 用語の定義

累積運転時間：(略)

起動回数：(略)

事故：電気関係報告規則（平成10年通商産業省令第34号）第3条第1項各号において報告を要する事項

2. 点検頻度設定における留意事項

日常的な運転管理・保守点検等が（2）のとおり適切に実施されていることを前提として、（1）を満足する範囲で点検を行うものとする。

（1）点検頻度設定における上限

○累積運転時間が10万時間以下及び累積起動回数が2,500回以下の場合は、25月を超えない時期。ただし、前回の点検後の運転時間及び起動回数が4,000時間かつ120回（低サイクル疲労対策を実施

が立ち入り、一定期間滞在できるように、技術基準解釈の「第38条第5項（制御室居住性）」の「12」に記載されている「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」（平成21・07・27原院第1号（平成21年8月12日原子力安全・保安院制定））による要求事項に従って、原子炉制御室等における従事者の被ばく評価を行い、チャコールフィルターを通らない空気の制御室への流入量の確認を行うこと。

別記2

発電用原子炉施設における配管肉厚管理に対する留意事項

1. 配管外面からの減肉事象の考慮について

日本機械学会「発電用原子力設備規格 加圧水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（JSME S NG1-2006）及び「発電用原子力設備規格 沸騰水型原子力発電所 配管減肉管理に関する技術規格」（JSME S NH1-2006）に規定される配管減肉管理の対象は、配管内の流体による配管内面減肉の事象に限定したものであるため、使用環境等の影響により配管外面からの減肉が想定される部位については、外面からの減肉事象も適切に考慮すること。

2. 配管分岐合流部の穴の周囲の肉厚管理について

配管分岐合流部の穴の周囲では、穴による板厚の欠損分を補う必要があることから、日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME S NC1-2005/2007）又は日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」（JSME S NC1-2012）の規定を準用し、必要な穴の補強面積が確保されるように管理すること。

3. (略)

別記3

補助ボイラーの点検頻度設定における留意事項

1. 用語の定義

累積運転時間：(略)

起動回数：(略)

事故：電気関係報告規則（平成10年通商産業省令第34号）第3条第1項各号において報告を要する事項

2. 点検頻度設定における留意事項

日常的な運転管理・保守点検等が（2）のとおり適切に実施されていることを前提として、（1）を満足する範囲で点検を行うものとする。

（1）点検頻度設定における上限

○累積運転時間が10万時間以下及び累積起動回数が2,500回以下の場合は、25月を超えない時期。ただし、前回の点検後の運転時間及び起動回数が4,000時間かつ120回（低サイクル疲労

しているものにあつては240回)に達していない場合は、これらの時間又は回数に達すると見込まれる時期。

○累積運転時間が10万時間を超えている又は累積起動回数が2,500回を超えている場合は、25月を上限とし、当該対象設備の主要部位の余寿命診断が別紙1の指針に従って適切に行われ、算定された余寿命の範囲内。

(2) (略)

別紙1

補助ボイラーの余寿命診断実施に関する指針

1. 余寿命診断の実施時期（初回）

劣化要因が低サイクル疲労によるものであつて、累積運転時間10万時間又は累積起動回数2500回を超えた時期又は超えると見込まれる時期とする。

（「注」2回目以降の余寿命診断については3. 参照）

2. 余寿命診断の内容

(1) (略)

(2) 余寿命診断の方法

a. 硬度測定法

(a) (略)

(b) (a) で得られた9点以上のテストデータにより、99%信頼区間の硬度の下限値を求め、この値に応じた亀裂発生回数（起動回数）と応力振幅の関係カーブ（以下「99%信頼度下限線」という。）を作成し、これより余寿命を推定する。

図-1 (略)

b. ・c. (略)

d. 破壊検査法

(a) (略)

(b) (a) で得られた9個以上のテストデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定する。

図-3 (略)

(c) 破壊検査のサンプルのうち劣化要因が低サイクル疲労である部位は、寿命消費の最も過酷な部位から採取することを基本とするが、これが不可能な場合は、類似する部位からのサンプルを用いて破壊検査を行い、この結果に温度、圧力等を勘案した補正を加えたデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定することを可とする。

図-4 (略)

対策を実施しているものにあつては240回)に達していない場合は、これらの時間又は回数に達すると見込まれる時期。

○累積運転時間が10万時間を超えている又は累積起動回数が2,500回を超えている場合は、25月を上限とし、当該対象設備の主要部位の余寿命診断が別紙1の指針に従って適切に行われ、算定された余寿命の範囲内。

(2) (略)

別紙1

補助ボイラーの余寿命診断実施に関する指針

1. 余寿命診断の実施時期（初回）

劣化要因が低サイクル疲労によるものであつて、累積運転時間10万時間又は累積起動回数2500回を超えた時期又は超えると見込まれる時期とする。

（「注」2回目以降の余寿命診断については3. 参照）

2. 余寿命診断の内容

(1) (略)

(2) 余寿命診断の方法

a. 硬度測定法

(a) (略)

(b) (a) で得られた9点以上のテストデータにより、99%信頼区間の硬度の下限値を求め、この値に応じた亀裂発生回数（起動回数）と応力振幅の関係カーブ（以下「99%信頼度下限線」という。）を作成し、これより余寿命を推定する。

図-1 (略)

b. ・c. (略)

d. 破壊検査法

(a) (略)

(b) (a) で得られた9個以上のテストデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定する。

図-3 (略)

(c) 破壊検査のサンプルのうち劣化要因が低サイクル疲労である部位は、寿命消費の最も過酷な部位から採取することを基本とするが、これが不可能な場合は、類似する部位からのサンプルを用いて破壊検査を行い、この結果に温度、圧力等を勘案した補正を加えたデータにより99%信頼度下限線を作成し、これにより余寿命を推定することを可とする。

図-4 (略)

<p>3. 余寿命診断の再実施時期</p> <p>前記2. により得られた推定余寿命の <u>50%</u>程度を消費した時点で、再度2. による余寿命診断を行い、以降これを繰り返すものとする。</p> <p>ただし、前回余寿命診断時期と次回余寿命診断時期との間隔は、その間の運転時間が <u>10</u>万時間を超えないものとする。</p> <p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">補助ボイラー設備の維持管理について</p> <p>1.・2. (略)</p> <p style="text-align: right;">(参考)</p> <p>使用者（令第 <u>41</u> 条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例</p> <p>1. 施設管理方針（使用規則第2条の <u>11</u> の7第1号） （略）</p> <p>2. 施設管理目標（使用規則第2条の <u>11</u> の7第3号） （略）</p> <p>3. 施設管理実施計画（使用規則第2条の <u>11</u> の7第4号）</p> <p>（1）施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>始期は直近（次回）の使用施設等の点検の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の点検の開始日前日までの期間として設定する。施設管理を外部機関に委託している場合は、当該期間の点検日等を用いてよいが、点検間隔の妥当性について確認する。</p> <p>【例】20××年4月1日から20××年3月 <u>31</u>日まで</p> <p>（2）設計及び工事</p> <p>上記（1）で設定した期間中に実施する使用施設等の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を記録する。</p> <p>【例】20××年度には設計及び工事の予定はなし。</p> <p>（3）～（7） (略)</p> <p>（8）施設管理に関する記録</p> <p>使用規則第2条の <u>11</u> 第1号ロ及びハに基づく施設管理の記録</p> <p>「3. 施設管理の計画」の実施状況及び担当者の氏名</p> <p>「4. 施設管理の評価」の結果及び担当者の氏名</p> <p>4. ～6. (略)</p>	<p>3. 余寿命診断の再実施時期</p> <p>前記2. により得られた推定余寿命の <u>5.0%</u>程度を消費した時点で、再度2. による余寿命診断を行い、以降これを繰り返すものとする。</p> <p>ただし、前回余寿命診断時期と次回余寿命診断時期との間隔は、その間の運転時間が <u>10</u>万時間を超えないものとする。</p> <p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">補助ボイラー設備の維持管理について</p> <p>1.・2. (略)</p> <p style="text-align: right;">(参考)</p> <p>使用者（令第 <u>41</u> 条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例</p> <p>1. 施設管理方針（使用規則第2条の <u>11</u> の7第1号） （略）</p> <p>2. 施設管理目標（使用規則第2条の <u>11</u> の7第3号） （略）</p> <p>3. 施設管理実施計画（使用規則第2条の <u>11</u> の7第4号）</p> <p>（1）施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>始期は直近（次回）の使用施設等の点検の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の点検の開始日前日までの期間として設定する。施設管理を外部機関に委託している場合は、当該期間の点検日等を用いてよいが、点検間隔の妥当性について確認する。</p> <p>【例】20××年4月1日から20××年3月 <u>31</u>日まで</p> <p>（2）設計及び工事</p> <p>上記（1）で設定した期間中に実施する使用施設等の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を記録する。</p> <p>【例】20××年度には設計及び工事の予定はなし。</p> <p>（3）～（7） (略)</p> <p>（8）施設管理に関する記録</p> <p>使用規則第2条の <u>11</u> 第1号ロ及びハに基づく施設管理の記録</p> <p>「3. 施設管理の計画」の実施状況及び担当者の氏名</p> <p>「4. 施設管理の評価」の結果及び担当者の氏名</p> <p>4. ～6. (略)</p>
--	---